

平成28年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

|              |   |
|--------------|---|
| 招 集 月 日      | 平成28年9月12日（月）   |
| 会 議 場 所      | 川里農業研修センター第3会議室   |
| 開 会 日 時      | 平成28年9月12日（月） 午前 8時58分                                    |
| 散 会 日 時      | 平成28年9月12日（月） 午後 3時24分                                    |
| 委 員 長        | 川崎 葉子   |
| 委員会出席<br>議 員 |   |
| 委 員 長        | 川崎 葉子   |
| 副 委 員 長      | 頓所 澄江   |
| 委 員          | 中野 昭            坂本 晃            矢部 一夫<br>金澤 孝太郎    諏訪 三津枝 |
| 欠 席 委 員      | なし  |
| 議 長          |   |
| 委員外議員        |   |
| 傍 聴 者        |   |

議 題

| 議案番号    | 議 題 名   | 審 査<br>結 果 |
|---------|---|------------|
| 第 6 3 号 | 鴻巣市地域医療体制整備基金条例                               | 原案<br>可決   |
| 第 6 4 号 | 鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例                            | 原案<br>可決   |
| 第 6 5 号 | 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例                          | 原案<br>可決   |
| 第 6 6 号 | 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | 原案<br>可決   |
| 第 6 7 号 | 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例                         | 原案<br>可決   |
| 第 7 1 号 | 平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分    | 原案<br>可決   |
| 第 7 6 号 | 平成 2 7 年度鴻巣市一般会計決算認定について<br>のうち本委員会に付託された部分   | 原案<br>可決   |

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 武井 利男

秘書課長 佐々木紀演

(企画部)

企画部長 望月 栄

企画部副部長 飯塚 孝夫

企画部参事兼財政課長

瀬山 慎二

企画部参事兼危機管理課長

笹野 一郎

総合政策課長 小川 哲夫

情報システム課長兼社会保障

・税番号制度導入プロジェクト

課長

小林 宣也

地域活性化特命チーム参与

中島 章男

地域活性化特命チーム課長

高坂 清

(総務部)

総務部長 福田 芳智

総務部副部長 田口 義久

総務部参事兼総務課長

榎本 智

職員課長 清水 洋

契約検査課長 山崎 勝利

自治文化課長 関根 和俊

吹上支所長 田島 史

川里支所長 加藤 薫

会計管理者 水村 光行

会計課長 宮澤 芳之

監査委員事務局長 堀 雅勝

書記 森田 慎三

書記 小野田直人

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

中野昭委員と諏訪三津枝委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第63号 鴻巣市地域医療体制整備基金条例、議案第64号 鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例、議案第65号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例、議案第66号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第67号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第71号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案7件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。審査について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第76号の一般会計決算認定については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。その後休憩して、公共施設アセット・マネジメントに係る調査等について意見交換を行いたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第63号 鴻巣市地域医療体制整備基金条例について執行部の説明を求めます。

(地域活性化特命チーム課長) それでは、ご説明申し上げます。

鴻巣市地域医療体制整備基金条例、こちらなのですけれども、こちらは鴻巣市の地域医療の整備を図ることを目的とするものでありまして、総合病院の整備及び運営を初めとした地域医療体制の整備を図ることを目的としております。今後急激な高齢化の進行に伴う罹患率の上昇や入院利用率が高まることが予想されることから、総合病院の誘致を初めとした地域医療体制の整備を図るために使うことを目的としております。以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) では、ただいまのご説明で質問を何点かさせていただきます。ただいまの説明で、総合病院誘致等地域医療体制のさらなる整備ということがございました。ここには既存の病院も、あと診療所も含まれますでしょうか、まず1点目。

あと、経費として……

(委員長) 一問一答でお願いいたします。

答弁を求めます。

(地域活性化特命チーム課長) 今のご質問で、既存の病院も含まれるかということなのですけれども、一応この基金の目的が委員さんおっしゃったとおり総合病院の誘致等ということで、地域医療体制の整備に要する経費というものを目的としておりますので、既存の病院に対してどういうふうにするかとか、そういったことに関しましてはまた当然担当課等の議論もあるかとは思われますけれども、それを使わない、使えないということではございません。

以上です。

(諏訪) そうしますと、新規に誘致をする病院だけでなく、既存の病院にも適用されることは今後は考えられるというふうに、よろしいわけですね。

今県の医療整備機関計画のほうで、国に求められて県の地域医療構想、もう既に審議会の中で全会一致で承認されていまして、9月の県議会の

ほうに審議が回ってきています。ここでは、いわゆる2025年、団塊の世代が全て75歳以上になる年、いわゆる2025年問題なのですけれども、ここで必要な病床数、県のほうは描く原案は高度急性期で861床、急性期で6,720床が過剰、回復期で1万2,674床、慢性期で1,459床不足、このように試算されて今県議会のほうに出されているのですけれども、あと国の政策としては入院病床を削減していくという大きな目標があるかと思うのですけれども、こういった中で鴻巣市が新たな総合病院の誘致をするというのはどういった機能を持たせる病床にしていくのか伺いたいと思います。

(地域活性化特命チーム課長) お答えいたします。

委員さんおっしゃられるとおり、県の医療構想の中では不足数とかがそういう形で今回示されたところではございますけれども、それで県央区域、こちらに関して県のほうの構想の中ではやはり不足する部分としますと回復期、このところが県央地域のところで25年については不足するという形の予想がされております。ですから、当然その部分が足りなくなるという形で医療構想のほう出ておりますので、そのところを見据えつつ、今後総合病院の誘致の部分の考えをしていかなければいけないという形になると思います。

以上です。

(諏訪) 提案説明のほうでは、第2次救急というような、あとは小児の救急病棟でしょうか、それから産科、そういったことが計画されている、計画していくというふうに説明がありましたけれども、回復期とは違うかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(地域活性化特命チーム課長) 当然前々から今委員さんおっしゃられた機能の部分が本市としても求めるところではございますので、そのところプラス回復期の部分、この部分を県のほうで不足ということで示されておりますので、それをミックスしたといいますか、勘案して新たな機能はどのようなものが必要かというところを当然我々、交渉先まだ決まっておられませんけれども、相手の病院がどういうものを出したい、こちらとしてみると当然急性期とか周産期、そういったものも欲しい、なお

かつ回復期の部分が全くないとなると、果たして県が増床を認めてくれるかどうかというところもございいますので、一応そういったものを勘案しながら、機能の面については詰めていきたいというふうに考えております。

（諏訪） そうしますと、大体何床ぐらいの病院を計画していく予定ですか。

（地域活性化特命チーム課長） 現在のところだと、まだ相手先のほうと交渉しているわけではないので、何床という具体的な数字というのは申し上げられないのですけれども、一応県のほうの不足として270ということで委員さんの中で答申が県の中でありましたので、当然その前後を満たすもの、それ全部が鴻巣市に割り振られるかどうかというところもありますので、そういったものを考えながら、適切な病床数というものを策定していきたいと思っております。

以上です。

（諏訪） 前回今年の3月31日締め切りだった第6次、第5次でしょうかね、医療整備計画で、鴻巣市の脳外科病院さんが19床の応募をして、12床、県央の中での不足数とする12床全てを脳外科病院さんが増床になりました。今後なのですけれども、新規の病院だけでなく既存の病院のそういった増床にもこの基金を使えるような話はしていくということだったのですけれども、今後新たな病院だけでなく既存の病院の増床を具体的に何かお考えでしょうか。

（委員長） 諏訪委員、第5次ではなくて第6次ですね。

答弁を求めます。

（地域活性化特命チーム課長） 現時点では、まずは念願であります総合病院の誘致、これをまず第1に我々考えて進めていきたいと思っておりますので。ただ、当然増床という部分も全く考慮に入れないということではないのですけれども、まずは総合病院の誘致ということで進めていきたいと思っております。

以上です。

（諏訪） 2点目の質問です。

経費として考えるものは何でしょうか。議場では、医師や看護師にも使えるようなことを考えているというふうにお話があったと思うのですが、けれども、経費の内訳、具体的にになっているものだけでも結構ですので、お願いいたします。

（地域活性化特命チーム課長）具体的にになっているかという形になりますと、当然まだ相手先と交渉等をしておるわけではございませんので、何々という形で具体的に項目を今決定しているわけではございません。ただ、当然そういった経費の部分、相手が求めるもの等を勘案しながらこれから決めていくという形になると思います。以上です。

（諏訪）私もちょっと別の医療機関の方とお話をしましたところ、いろいろな行政からオファーがあるということを知りました。それで、中には金額で、例えば7,000万円補助しますよというような自治体もあるというふうに伺っているのですけれども、鴻巣市としては相手先となる病院がある程度挙がっているのかどうか、考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

（地域活性化特命チーム課長）現在のところ、具体的に相手先となる病院のほうは決まっておられません。以上です。

（諏訪）今回のこの条例で基金は何年ぐらい予定していますか。あと、目標とする金額。

（地域活性化特命チーム課長）現時点では、何年間積み立てる、あと幾ら積み立てる、そういった具体的な金額のほうはまだ決定しておりません。これも当然相手方、あとは当然財政事情等を考えながら金額のほうは考えていきたいと考えております。以上です。

（矢部）今この医療のほうの条例ができたのですけれども、このほかに条例で基金やっているのって何ですか。ごみ以外。ないの。あるか、ないか。

（企画部参事兼財政課長）基金につきましては、本市でも幾つかの基金



がありまして、ご質問のほかにもというのには目的基金だというふうに考えますけれども、例えば今言われたごみ処理の施設等整備基金、あるいはコウノトリ里づくり基金とかいろいろありますけれども、かなりの基金ということで、これは決算書の中にも載せてありますので、ひとつお願いします。

(矢部) ちょっと聞いたわけなので。

ただ、あとこの条例の中でこの基金を利用して必要に応じて有利な有価証券とかにかえるというか、そういう入っているのですが、やっぱりほかの条例にもそういうあれってみんな入っているのですか。

(企画部参事兼財政課長) 基金のつくりはほとんど同じですので、目的ですとか処分する場合ですとか、繰りかえ運用の話ですとか、そういうものが、標準的なものでほとんどつくられていますので、基金については通常安全かつ有利な方法で運用して利子を積み立てるという形になっております。

(矢部) この有価証券に、これはもうかるというか、利益が出るぞというやつで、今までそういうあれというのを利用したことあるの。

(委員長) 答弁を求めます。

(会計課長) 積み立てた利子を何かに利用したことがあるかということによろしいでしょうか。

(矢部) はい。

(会計課長) 基本的には積み立てたもの、利子についてはその基金のほうに積み足してふえていくという形になっています。それを何に使うかについては、その各基金の担当課がございますので、そちらで一般会計のほうにそこの基金から取り崩して使用するということになっておりますので……

(何事か声あり)

(矢部) 運用。

(会計課長) 運用は……

(矢部) したことはあるのか。

(会計課長) 全てしております。

(何事か声あり)

(会計課長) 一般的には、決算のところでもちょっとお話ししようかと思っていたのですがけれども、定期預金と、あと債券等の購入で運用に当たっております。

(矢部) この証券を買うとか何か言って、これやっぱり市長のあれがどうなのですか。その課だけでもってこれは、ではこれ買うよという。

(会計課長) 基金の運用については、会計管理者のほうに委任をされているということになっておりますので、市長については報告をさせていただいております。

(坂本) 先ほどの答弁聞いていると、まだ病院との交渉は全然進んでいないようなところですがけれども、病院の候補というのかな、私思うに今回の、できなかつたけれども、上尾中央医科グループを誘致しようということで話ししてきて、病院とそこそこの話ができていたと。断念する段階の内容についてはちょっと詳しくはわからないですがけれども、市内の医師会も上尾中央だったらいよいよということで了解いただいたような、多分そこまで行っていて、市長もやりたいということになったと思うのです。だから、上尾中央病院の扱いを今後どうするかという多分問題だと思うのです。だから、一般の今まで交渉の対象になってこなかった病院って一律に並べて上尾中央もその一部だと考えるのか、上尾中央は除くのか、その辺の判断はどうでしょうか。

(地域活性化特命チーム参与) 上尾中央病院については、前回のこともありますけれども、相手先の候補の一つとしてはまだ外してはございません。今後まだ交渉する可能性はございます。

(坂本) 聞く話によると、29年度からかな、その次の第7次ですか、そういう……

(何事か声あり)

(坂本) 30年でしたっけ。

(30年の声あり)

(坂本) 30年でしたっけ、始まるのは。ただし、29年ごろからもうそういう話が出てくるのだというような、ちょっとそういう情報を聞いてい

たので。だから、今28年、来年度からもうそういう話がスタートするところも出てくるということになると、やっぱり医療機関の選定というのは大事だと思うのです。だから、早目にその候補を絞るということで、交渉は難航すると思うので、やっぱりその辺はきちんとやっていただきたいなと思うのですけれども、その見通しというのはどうなのですか。

（地域活性化特命チーム参与）これは、例えば直接医療関係、医療グループの関係者の接触というのでも幾つかしなくてはいけない部分もあるのですけれども、どのくらい、それから埼玉県内に限らず全国的なグループもございますので、その辺も含めて絞り込みにつきましては市長、副市長等確認しまして、なるべく早目に進めたいというふうに考えております。

（坂本）今なるべく早くということだけれども、交渉の期間というのは簡単にできることもあるけれども、難航することもあると。だから、おおよそいつごろからスタートしたいという、そういう希望あると思うのです。医療機関を選定するのは大事だと思うのだけれども、でもそのスタートをいつごろと考えていますか。

（地域活性化特命チーム参与）スタートといいますか、既にちょこちょこ動いているのはあるのですけれども、既にもう近々から徐々に始めているというふうな認識でおります。

（坂本）前回の誘致のいろいろやったときには、近隣公園を更地にしてあそこを市が貸すのだよということで、用地選定ということがこれから一番の問題だと。予算は市の中で持つかしれない、そんなにないかなどは思うのだけれども、でも用地を取得するに当たっては恐らく町なかにはできないと思うのです。ということになると、外というと農地をある程度選んで、そういう場所を選定してその候補地とするということだと思うのですけれども、その辺が市が前回の赤見台のときには隣の農地を使えと、反対側の農地を使えと言われたけれども、これは農地法違反で、市が買ってやるわけにはいかないよということを説明していたと思うのです。今そのやり方が本当に方法として農地を市が買って、それを民間の病院に貸すよという形でやるのが法的にできるのかどうか、これは

どうなのでしょうか。

（地域活性化特命チーム課長）ご質問の農転というところなのですがけれども、やはり農地転用のまず申請者、こちらが市で申請しますと、当然市がそういった農地転用の目的、今回に関しては病院かと思うのですがけれども、市が病院を建てるので、その土地を農地から外してくださいという形で許可を得るわけになります。そうしますと、委員さんおっしゃるとおり、ほかの要は民間病院が来ますと当然市が外したところに、事業主体が市で外しておるのに建設主体が民間の何とか病院ということになりますと、当然農政サイドとしますと外した人とつくる人が別の人で、これは違うねという形になろうかと思えます。そうしますと、やはり最初から農転を行う段階の申請者から民間の病院のほうが出ないと農地法的にはひっかかるという、今のところの解釈はそういう形でございます。

（坂本）市が安い農地を買って転用して、病院どうぞというなら本当に簡単にできると思うのだけれども、それはできないということですよ、今の話だと。それはいいとして、そういう条件で、では例えば市がこの辺の農地なら何とか買収できるよということで病院のほうに、事業主体のほうにこういう土地がありますよ、どうですかと言ってやるのは、市と病院が話し合いができて後にここですかと、ここでどうでしょうと言えるのだと思うのです。まだ病院もどこも決まっていない段階で、ではこの土地ともし言ったとして、ではそこならいいよと病院が手挙げてくれるようならいいけれども、その辺までの情報発信というのはできるのかどうか。今言った全国的な病院のそういう中に鴻巣市が総合病院を誘致したいと、でも用地はこういうところがありますよと、この条件でもしよければ農地を買って、転用許可をもらって病院建設してくださいというような、そういう流れでいったときに、そこまでの努力をする病院があるのかどうかと私ちょっと疑問に思うのです。その辺はどう感じていますか。

（地域活性化特命チーム課長）当然一から十まで相手にやらないと来ないということであれば、委員さんおっしゃるとおりそんな手間暇かけるよりももっといい条件のところがいいという形で当然逃げられてしまう

という部分あるかと思うのですけれども、現在特命チームのほうで候補地のほうを絞り込みという作業をやっておるわけなのですけれども、ある程度病院の規模、それと駅、交通機関、そういったものを見ながら、当然農地で大きくあいているところというに限られてきますので、そういったものを、あと既存の病院からの距離ですとか、そういうものを鑑みつつ、それをだんだん円で描いていきますとある程度、ああ、ここだなというところが見えてまいりますので、当然そういったところを何カ所か選定して、それを相手先に示す候補としてこういうところだったらどうでしょうかという形で示しながら誘致の交渉をするというふうに考えております。

以上です。

（坂本）私自身基金の提案者なので、ぜひこういうふうにしろと言ったほうなので、本当に今回条例のこういうような形で出てきて積み始めるということは本当うれしいなと思っています。だけれども、整備に当たっては、そういう積んだはいいが、その相手先がいなかったとか、いろんな問題が起きてしまったよというのでは困るので、執行部としてはしっかりと基金も使い道もきちんと考えながら、本来であればこういう基金の条例の上げ方というものが本当にこれでよかったかどうかというのも多分あるかと思うのです。でも、今回みんなの了解いただけてできたという形で1億円積めるということになってくるので、ぜひこれを無駄にしないようにしっかりと私はやっていってほしい。最初の誘致で途中でなくなってしまったということになったので、今後やることについてはかなり慎重にやってもらわないと、また同じことを繰り返すのかということになってしまうと困るのです。だから、これはやっぱり担当課のほうがその意識を持って頑張るのだということで、その覚悟はあるかどうか、それで最後にします。

（地域活性化特命チーム参与）今回の条例、基金の条例もございますけれども、十分に考慮いたしまして努力させていただきたいと思います。

（金澤）おはようございます。鴻創会の金澤でございます。議案第63号鴻巣市地域医療体制整備基金条例について何点か質問させていただきます。

す。

まず、新聞等によりますと埼玉県保健医療部というところでは現行の第6次の地域医療保健計画、これが第7次、第8次の早々まで、いわゆる2025年まで期間計画をして、その内容について示していると。県としては、全体で5,000床以上が不足すると、その中で回復期と急性期の病床数が足りないという中で、埼玉県を10の圏域に分けて、特に鴻巣市が入っている県央区域では、増床が約270床将来的には必要になるだろうという報道がなされています。それに基づいて、今回の整備基金の条例の制定ということで、非常に時を得ているかなというふうに私は思うわけですが、条例でございますので、この63号、第1条から第7条まで書いてあります。この内容について私のほうからは質問させていただきたいと思います。

まず、総合病院誘致等で地域医療整備のための基金として今回の条例は私は解釈しているわけですが、第1条の医療整備の経費の財源に充当するというふうにあるわけですが、その整備の内容。私は、今までの皆さんの委員さんのお話聞きますと、例えば用地の取得、これは農転の申請に時間かかるとか、あとは病院等の建設費、病院を誘致するための推進資金とか、また病院をするための病院誘致後の器具や備品とか購入の補助、あとは実際の病院の運営費の一部の補助とかいろいろ経費というものでは考えられるわけですが、この基金の使途というのは今回の条例の医療整備に係る経費というのはどういうものなのか。大きい範囲で見ることでもできれば、ある程度絞った形でも見られると思うのですが、その辺はいかがなのですか。

(地域活性化特命チーム課長) 今委員さんがおっしゃられた内容でほぼほぼ網羅している部分ではあるのですが、現在段階の用途の想定は当然用地費の部分の補助なり、そういったもの、当然建設費、やはり医療器械、施設整備、そういったハードの部分、それプラス本市が望む医療機能の運営に当たっての運営費の部分、それから医師、看護師の確保するための費用の部分、そのほかには救急医療体制整備のための支出とか、現時点では当然相手先がまだ決まっておりませんので、相手先が

求める経費という部分が明確になってございませんので、大ざっぱなところでは今考え得る想定としてはそういったものがあると思います。

以上です。

（金澤）はい、わかりました。

次に、第5条の繰りかえ運用という、これちょっと私よく理解ができないのだけれども、市長は財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるという話で、先ほど矢部委員からもお話がございましたけれども、この繰りかえ運用というのはどのように解釈するというか、その基金を別の財政資金に使った場合に、例えば一般的に期間とか利率等どうするのだとかいうような形で私は解釈したのだけれども、それでいいのかどうかちょっと確認したいのです。

（会計課長）基金の繰りかえ運用といいますと、歳計現金等に資金繰りが困難となった場合、基金から当該会計に対して期間と利率を定めて一時的に資金を繰りかえるということでございますけれども、一般的に一時借入金というものが知られておりますが、これ市役所以外の金融機関等から資金を借り入れるのに対しまして、繰りかえ運用といいますのは内部資金を融通するといいますか、いうことになります。当然定められた期間の経過後はもとの基金のほうに戻すということになります。そういう解釈ということでお願いしたいと思います。

（金澤）内容、趣旨はよくわかりました。そうすると、その基金条例で積み立てた額、これがその年度の財政運営、今キャッシュフローの中で、資金がタイトになったときにはそれを一時的に運用していくということであるから、基金についてはこれからも積み増しをどんどんしていくことが可能だよというふうに解釈してよろしいのですか。

（会計課長）はい、そのとおりでございます。

（金澤）では次に、第7条のこの条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は市長が別に定めるというふうに記載されておりますが、ではその条例以外に必要な事項というのはどのようなものがあるのか、想定されるのかちょっとお聞きしたいのですが。

（地域活性化特命チーム課長）第7条の委任規定についてでございますけれども、委任の相手方を市長としておりまして、具体的な事務手続等について必要に応じて市長の権限の範囲内で規則等により細則を定めるものができるとしています。具体的な事務の一例としましては、寄附金の管理、例えば寄附金台帳の整備や様式ですとか、寄附金の処分等に関しての具体的な方法、そういったものが想定されます。以上です。

（金澤）最後になりますけど、提案説明の中で、これ冒頭に話せばよかったのかなと思っているが、総合的な医療機能を備えて、一定規模以上の入院施設のある病院の誘致というふうにあるわけですが、先ほど坂本委員からもお話がございましたが、具体的にどのように誘致していくのかというところがあるわけです。当然行政側、行政機関の問題であると、行政のほうではどちらかというところとデスクワークの中で待ちの行政という、待っている行政、いわゆる積極的とか受動的あるのだけれども、行政側というのはどっちかというところと待ちの運用というか、いう形になってくるのかなと思うのですが、先ほど整備の経費の中でも病院誘致の推進資金、こういうものをある程度考えながら、やっぱりこっちから積極的な形で動いていかないと、そう簡単には病院誘致というのはいかないかなと。近隣でも幸手市の問題、久喜の問題、いろいろJ Aの経営していた病院の問題、いろいろ事例的には出てきます。これから鴻巣市に総合病院を誘致するときには過去の事例が具体的なものがありますので、非常によくレクチャーできているかなというふうに思うわけですが、実際どのような誘致を考えているのか再度確認をさせていただきます。

（地域活性化特命チーム課長）やはり先ほど申したとおり、埼玉県地域医療構想、これがまず定められたところで、これが7次の計画のほうに反映されてきます。そうしますと、当然その内容で埼玉県としますと県央地域に対してこういった病院が必要であるとか、病床が必要であるというところも出てまいりますので、委員さんおっしゃるとおりこちらのほうから素早くアプローチ、先手をとるのは確かに必要なことではございますけれども、そういった情報をまずそしゃくして、結局せつかく



進んでいても違うような機能を一生懸命やっていたのでは計画のほうにのりませんので、当然そういった情報収集をして、先ほどから申ししているとおり候補地等も幾つか選定し、こちらとしてみると前提条件の部分、この部分をかなり具体的に詰めていきながら、先方に対してアプローチをしていくという手法の準備をしているというところでございます。以上です。

（金澤）今回組織変更で地域活性化特命チームがこの総合病院誘致のことを推進しているわけなので、ぜひ椅子を温めることなく、毎日一生懸命一応外報活動等をしていただきたいというふうに思います。以上です。

（中野）それでは、議案第63号について幾つか伺います。最初に、これまでの各委員の質疑のやりとりを聞いていく中で、特に第1条の関係ですけど、私の理解は少なくとも今回のこの鴻巣地域医療体整備基金条例については、前回の上尾総合医科グループ協議会が結果的にだめになった。こういう反省を踏まえ、なおかつ6月定例会において議会よりこういう基金条例を設置すべきだという意見書を採択して市長のほうに送った。こういう経緯を考えると、先ほどの答弁で、いわば既存の病院にも場合によってはその整備基金を使うのだという答弁が課長からありました。これは、私のこれまでの経過を踏まえると、私はそこははっきりしておきたいのだけれども、第一義的にはやっぱり新たな病院というものについて誘致に対して具体的に人件費だ何だというのもまだ決まっていないのだけれども、基本的にはやっぱり新たな病院を誘致していくということが第一義的だと。いわば2次があるのか、3次があるのか知らぬけれども、私は既存の病院に対して整備するということは私は二の次、三の次、やっぱり第一義的には新たな病院をつくっていくということにこの基金を活用すべきだと。その内容については、今言ったように具体決まっていないからそれはいいのですけれども、私はそういう理解でいるのですが、その辺再度確認しておかないと、何かさっきの答弁を聞いていると、いわば新たな病院も加えて既存の病院もと、いわば並列にとられるような答弁だったので、その辺ちょっと確認してお

きます。

（地域活性化特命チーム参与）中野委員のおっしゃるとおり、この基金自体は総合病院の誘致というのがまず第一義的でございますので、まずそれを最優先して、本当に既存の病院等については2次、3次の次の次と、まずは総合病院の誘致に全力を傾けたいというふうに考えております。

（中野）安心しました。

次に、先ほど来埼玉県医療構想の話が出ていました。こういう中で、確かに回復期だとかあるいは急性期だとかいうのが不足するのだということ。しかし、これは埼玉県の医療構想であって、このことが平成30年度から始まる第7次の埼玉県の地域医療保健体制に必ずマッチングするものなのかどうか、それについてまず最初に伺っておきます。

（地域活性化特命チーム課長）地域医療構想というのは、まず最初にこちらの構想がまとめられまして、それを鑑みて計画のほうを立てるということで県のほうも申しておりますので、当然その内容、それがどういうふうに反映するかはこれからであろうかと思えますけれども、やはりこの内容をある程度実現できる部分、そういったものを注釈して、それが医療計画のほうに反映されてくるということになりますので、全く全然別の道を走っているわけではなく、まず構想の内容を取り入れながら計画のほうができるというふうに我々解釈しておりますので、当然そういった形で県も動いてくるだろうなという形で今想像しているところでございます。

（中野）県のことについては私もよく承知しているわけではないのですが、例えば鴻巣市でいえば道の駅の基本構想できているのです。あくまでも基本構想なのです。この基本構想にのっかって今後整備計画、それから実施計画なんかができるわけです。そうすると、少なくとも県の段階でもその医療構想と、そして具体的に実施計画あるいは基本計画になるかなという意味での基本計画的に言う第7次というのは、必ずしも私は全てきちっとなってないと思っているのです。そういう点では、やはりむしろ第7次の地域保健医療計画、そのことのほうをきちっと見た上

ですべきであって、余り今のこの段階で埼玉県の長期の医療構想、このことがこうだからこうだということをすべきではないと思うのですが、その点について。

（地域活性化特命チーム課長）委員さんのおっしゃるとおり、基本的には計画のほう、こちらで病床等が出てまいりますので、大事なのは計画です。ですから、計画のほうはまだ当然出てこないで、その前に構想のほうが出ておりますので、どうしても構想を見ながら計画がこうなるのではないかという想像の世界になってしまいますけれども、こうであるというふうに読んでいるというところになりますので、あくまでも計画が出て、それに対応するような病院誘致という形で進んでいこうという形になると思います。

以上です。

（中野）そういう答弁を受けたときに、次の質問入るのですが、少なくともこの県央地域、例えば吹上も、それから旧吹上も旧鴻巣も含めて県央地域の中で、しかしそうはいっても行田総合というふうに、いわば医療圏の違うところが隣接しているのです。そういう中で、少なくとも今現在私が承知している段階でいえば、鴻巣がこれからやろうとするものについて、例えば提案説明にもあるように第2次救急医療機能、特に急性期医療圏などのほか、入院可能な小児医療、あるいは分娩可能な産婦人科医療を含めた総合的など書いてあります。今小児救急と、それから周産期を含めた分娩可能な産婦人科、これは残念ながらこのことによって入院可能な病院、見回したときこの地域にないのです。

そう考えたときに、県の医療構想はあるにせよ、その地域、例えば鴻巣のあそこ、あるいは県央地域なら県央地域の診療科目の特異性というのがあるわけです。ないものもあるわけだから。こういうものについてきちっと県の第7次医療計画を作成する段階で、市として県の保健医療部にきちっとアプローチをしていくことによって可能になる部分が出るのですが、この辺の先ほど金澤委員の質問とも関係はあるのですが、私は具体的に聞いているのですが、そういう例えば県央の医療機関の中でないもの、そして必要なもの、こういうものをやっぱり新たに中へ設置し

ていくのだ、だからという意味なら、アプローチを県に早々としておくべきなのですが、この点について執行部の見解聞いておきたいです。

（地域活性化特命チーム課長）当然医療の内容になりますと保健医療、健康づくり部の所管になりますので、当然そちらのほうでは中野委員さんおっしゃるとおり鴻巣市としてこういうものが足りる、足りない、こういうものがぜひ欲しい、当然担当部局としてそういうものは把握しているかと思えます。当然我々本市として欲しい機能、当然これは入れた総合病院を誘致しなければ、必要でない病床ばかりあっても我々としてはただ来たという事実だけになりますので、ただ当然我々の欲しいものがこの県の計画とあさってになりますと当然割り当てが来ないということになりますので、委員さんおっしゃられたとおり、当然その辺県と健康づくり部等の協議の中でそういったものも市としては入れつつ、県の計画もクリアする、そういった形で進めていきたいというふうに特命チームのほうでは考えております。

以上です。

（中野）特に私が申し上げておきたいのは、県内に医療圏が6つだったか、幾つありましたっけ。まあ、いいや。医療圏がある。

（10の声あり）

（中野）10だった。ごめんなさい。10の医療圏がありましたね。失礼しました。10の医療圏ある。その中で、しつこいですが、県の医療構想、これは少なくとも全てを10の医療圏、これを全て網羅して構想をとっているとは思いません。県全体のことを通じてやっているわけ。そうすると、比較的ベッド数を含めて多いのがやっぱり南部、それから……南部医療圏だったかな、そう考えると県央とかいうのはやっぱりそれぞれの医療圏による事情の異なるのがあるわけですから、先ほどと繰り返しかもしれませんが、やっぱり県のそれぞれの医療圏の特異性、そのものをもってきちっと鴻巣市としても県に対してアプローチをしていくということを再度考えているかについて参与のほうから答弁願います。

（地域活性化特命チーム参与）中野委員のおっしゃるとおり、保健医療部が窓口でございますけれども、うちのほうも保健医療部とも連絡を密

にさせていただきますので、県のほうの要求、それから鴻巣市の総合病院誘致にかなう、こういうような要望をしていきたいということもぜひ強目に発言していきたいというふうに考えております。

（頓所）今前任者がいろいろ土地のことを言っていたのですけれども、農地転用するにはとても大変なことだと思っております。それで、今の総振で計画を立てているのですけれども、その中で医療構想みたいなのを連携を保ちながら入っていくのかどうかというのをちょっと聞きたいのですけれども。

（総合政策課長）現在第6次総合進行計画策定中ではありますが、第5次ときには変更でこの地域を病院にという土地利用構想の中でお示しをいたしました。第6次では総合病院とはいえず市の中の一部スポット的な形になりますし、先ほどの特命チームの答弁でもありましたが、今後の交渉によってほかの病院との距離やあいている土地のスペースなどを勘案して建設をしていくということを考えますと、総合進行計画の中ではこの地域をとということで特定はする考えはありません。

（頓所）そうすると、なかなか難しいかなという。県のほうでも認可で難しいのではないかな、ちょっと個人的に思っております。では、その件についてはちょっとほかの方向性がずれてしまいますので、次に移ります。

先ほど前任者も言いましたけれども、県央地域というその病床数なのですけれども、がんセンターの500床もあるし、それから県リハの102床だったけな、120床だったかありますよね。そういったものを特別な病院として県央地域の病床数から外すような動きというのですか、そういうこともやっていかないとなかなか県央地域って足りないと言っても難しいのではないかなというふうに思っているのです、その辺はいかがでしょうか。

（地域活性化特命チーム課長）ただいま委員さんおっしゃられたとおり、県の総合リハビリテーションセンターですとかがんセンター、そういった特殊な医療といいますか、特化したような医療の病床数のほうも当然県央区域の中に含まれております。そうしますと、おっしゃるとおりい

わゆる普通の方がといいますか、一般の方がかかるような病床と、そういう特殊な病床を一緒くたな形でこの圏域として見られるというのは、一般の病床から見ると不利なことになるかと思えます。当然そういった部分もそういうことがあるということで、県のほうにもうちょっとそこら辺を考えた形で病床数とか考慮していただきたいというようなアプローチをするというのは、当然しなければいけないことだと思っておりますので、そのところは県のほうに強く言っていきたい部分であるというふうに考えております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(諏訪) 条例案に賛成の立場で討論させていただきます。

皆さんの質疑を伺っております、最初に私、新規の総合病院だけでなく既存の病院も含めてということで質問させていただきました。その後中野委員のほうからそうではないよねという質問があったのですが、第一義的には総合病院、これは合併のときのアンケートを読ませていただいたのですが、何が一番欲しいといったときに総合病院がトップだったのです。そういうことも含めて、長年総合病院を市民が求めていますので、当然第一義的にこの基金を使っていくのだということは、それはいいと思えます。ただ、現在医師が不足しているというのは、これはもう全国の共通の悩みなのです。鴻巣市においても、医師がいないがために、病院施設はあっても休業状態のところがあるのです。産科はとにかく赤見台にもあります。こういったところにもこの基金をやはり充当できると、私は喫緊の課題である少子化問題に対応できると思うのです。ということも含めて、基金のこの条例案には賛成をいたします。

(金澤) 暫時休憩願います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 0 分)

---

(開議 午前 9 時 5 7 分)

(委員長) 休憩前に続きまして再開いたします。

ほかに討論はございませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第63号 鴻巣市地域医療体制整備基金条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 7 分)

---

(開議 午前 1 0 時 1 7 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第64号 鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例、議案第65号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(企画部参事兼危機管理課長) おはようございます。それでは、まず議案第64号 鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この鴻巣市消防団条例は、消防団員の任免、定員、服務について定めた条例でございます。消防団につきましても、全国的には団員数の減少、高齢化、サラリーマン化などによって定員の確保に苦慮している状況が続いております。本市の消防団におきましても、同様な状況となっております。現在の制度では、消防団員が海外留学、長期の出張や研修、妊

娠や育児、介護等で長期間消防団活動に参加することができない場合、在籍か退団かの二者択一しか選択肢がない状況でございます。

そこで、今回の改正は条文に新たに第5条として休団の規定を設けることによって、消防団員の身分を保持したまま3年を超えない範囲内で消防団活動を休止できる休団制度を導入することによって消防団員が活動しやすい環境を整備し、消防団員の確保を図り、もって消防団員を中核とする地域防災力を充実強化しようとするものでございます。

今回の改正内容ですが、現在消防団条例が16条から成っております。新たに5条を追加するために最後の第16条を17条として順次下の条から条番号を繰り下げております。途中文言等の改正はございますが、第4条の次に新たに第5条として休団の規定を加えたものでございます。この新第5条第1項は、休団の期間を最長で3年までとするものでございます。第2項は報告義務の規定ですが、団長が休団する場合は団長の任命権者である市長へ、団長以外の団員が休団する場合は団員の任命権者である団長へ届け出るというものでございます。第3項は、休団中の団員が団に復帰するときは、休団するときと同様、任命権者へ届け出る義務を課したものでございます。第4項は、消防団は階級制度があるため、疑義が生じないよう団に復帰したときの階級を休団したときの階級とするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第65号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この鴻巣市消防団給与条例は、消防団の報酬及び費用弁償について規定された条例でございます。今回の改正は、議案第64号における団員の休団制度導入を契機として、月の途中で新たに入団し、もしくは退団し、または休団した場合、給与をそれぞれの勤務した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する規定を新たに加えるものでございます。

改正内容について説明させていただきますが、第2条は消防団の報酬を定めた規定となっておりますが、日割り計算により支給ができるよう第



2条に新たに第2項と第3項を加えております。新たな第2条第2項は、日割り計算によって支給する場合として第1号、第2号の2つのケースを想定して規定しております。第1号の場合は、新たに消防団となった場合や退団した場合、それとさきの議案第64号の休団の規定によって休団した場合に日割り計算するものでございます。第2号は、消防団は階級制度がありますので、月の途中で報酬の異なる階級に異動した場合に日割り計算するものでございます。第3項は、報酬の額を日割り計算した結果として端数が生じた場合の端数処理について定めたものでございます。その後の改正分は文言の整理となっております。

最後に、別記様式の改正でございますが、現在縦書きで使用しております消防団出場報告書、これを横書きに変えるものでございます。この報告書の様式は、火災現場などに出動した際に費用弁償を支払うために使用しております。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。また、経過措置としまして、縦書きの消防団出場報告書の用紙が残っている場合は、残部がなくなるまでそのまま縦書きのものを使って報告することを認めることを規定したものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金澤) それでは、議案第64号 鴻巣市消防団条例の一部改正、また議案第65号の鴻巣市消防団給与条例の一部改正について何点か質問させていただきたいと思います。

消防団、この団員の皆さんも日々自分のお仕事をしながら地域の防災対策のために日時活動していただくということで、非常に我々一般市民としてはありがたく思っておるわけでございまして、今回その消防団の条例の一部変更ということで何点か質問させていただきます。

まず、条例の一部改正ということで、消防団の規則はどうなっているのかなということで、私のほうでちょっと見させていただきました。1条から21条まで細かく記載されているなという感じがするのですが、まず

その中で今回の3年を超えない範囲での消防団活動の休止、休団制度というのは、まずこれは何の形で改正をしたのかというところが基本的に見えないところがあるというか、表面的には団員を確保するためのものだよというような回答になるのかなと思うのですが、ほかにも何かこの改正することによって団員さんにメリットがあるというか、そういうのは何かあるのですか。

(企画部参事兼危機管理課長) 委員さんがおっしゃいましたように、主にはやはり一番は消防団の処遇を改善いたしまして、それによって団員の確保をするというのがやっぱり主な目的となっております。実際問題としまして、やはり先ほど説明の中にもさせていただきましたけれども、あのような、特に今回女性消防団員の方もいらっしゃいますので、やっぱり女性の場合は女性特有のそういった例えば妊娠とか育児等、これがやはり今後出てくるだろうというのも一つの大きな改正の理由でもございます。やはり消防団はボランティア精神というものがありますので、やめるかあるいはこのまま続けるかと二者択一だけですとなかなか消防団という、この定数確保といえますか、この辺がなかなか難しくなってくるので、そういう意味ではいろんな処遇の改善のメニューの中で選択してもらおうというのが今回の主な目的でございます。

以上でございます。

(金澤) わかりました。

それで、次の本市の消防団についてちょっとお聞きしたいのですが、消防団規則等をネットで見ると、団員さんが約440名ぐらいの団員という形になっているわけなのですが、これが各1分団から19分団まで分かれています。私も一般市民だからわからないのですけれども、団員さんの適正人員というの、あそこの団員は何名があれだよという適正人員というの、面積とか世帯構成とか、そういうものを配慮した形で決めていくのですか。その辺がちょっとわからないので、教えてもらいたい。

(企画部参事兼危機管理課長) 今の委員さんのお話で、適正人員と、適正人員というのとは何かという話になりますけれども、今のところ条例の条例定数が基本的な適正人員というふうに考えております。合併当初、

平成17年に市町村合併がありましたけれども、そのときに平成20年に消防団が統合されましたが、そのときのそれぞれの定数というものがありましたので、それを全て足した結果、今441名の定数条例がなっております。基本的に何が適正かという話になりますと、今のところこの定数が適正というふうに考えております。

以上です。

（金澤）そうしますと、今19分団まであるわけですが、基準に満たしていない、団員数を満たしていない分団というものはあるのですか。

（企画部参事兼危機管理課長）現在その定数を満たしていない分団が6個分団ございます。

（何事か声あり）

（企画部参事兼危機管理課長）済みません。全部で19分団ありますけれども、そのうち満たしている団が13個分団、満たしていないのが残りの6個分団になります。分団の番号でいいますと、第4分団、第5分団、第7分団、第13分団、第14分団、第15分団になります。

以上です。

（金澤）そうしますと、その分団が団員数に対して不足しているところも当然あるわけなのですが、こういう分団の団員さんの募集というのは、各分団に任していると言ってはおかしいですが、募集してくださいという形で、執行部のほうは余り関与していないのですか。

（企画部参事兼危機管理課長）一応うちのほうの市のほう、執行部としましては、もちろん基本的に各分団の事情もございますので、分団、分団が基本的には団員募集するというような原則でございますけれども、市としましては毎回「広報こうのす」に、2月号になりますけれども、こちらで団員募集につきまして掲載をさせていただいています。また、これは県との共催になりますけれども、5月のゴールデンウィークになりますが、埼玉県のこちらは防災学習センターですか、こちらのほうで市の消防団と県との共催で消防車の展示とか、また放水体験など、イベントを行っております、こちらは結構子どもたちも参加させていただいて、消防団の制服と申しますか、消防服を着たり、また放水を体験したり、

結構好評でございます。これは、将来の消防団になる可能性があるという  
ことで、そんな形でPRをさせていただきます。

以上です。

（金澤）それでは、消防団の定年制についてちょっと聞きたいのですが、  
いわゆる分団長、副分団長あたりになると、我々の年代になると自動的  
におやめになっていくというのがよく通例になっているみたいなのだけ  
れども、定年制というのはあるのですか、まず。

（企画部参事兼危機管理課長）現在のところ、定年制はございません。

（金澤）そうしますと、団員数が少なくなっていて、我々の代の分団長、  
副分団長まだ実際活動できるではないですか。そうすると、長く従事し  
ていただければいいのかなと思っているのだけれども、今までの過去の  
事例云々からいって、その時点でご勇退をなさる人が多いみたいなのだ  
けれども、その辺を引き続きやっていただきたいというのは行政側から  
アクションを起こすことはできないものですか。

（企画部参事兼危機管理課長）やはり分団、分団の実質上といいますか、  
文化がございますので、やはり2年ごとにどんどん、どんどん上がって  
いく団とか、うちの市役所にも工事課の田沼副部長等があので年代で消防  
団に入っているとか、結構年配の方も実際入っている方もいらっしゃい  
ます。この辺のところから実際そういう有事のときに機敏に動けるかど  
うかとかいろんな問題が出てきますので、やはりそこは各分団、分団の  
実情に応じた形でというふうに考えております。市のほうから、では基  
準を決めてこうだというようなことはなかなかちょっと難しいと考えて  
おります。

以上です。

（金澤）あと、長くこの消防団をなさるといふ功労とかいろいろ表彰等  
があると思うのですが、実際この休団制度はいわゆる制度を使った場合、  
その団員さんに任務遂行による功労等の影響というのは出てくるものな  
のですか。

（企画部参事兼危機管理課長）団規則のほうの17条のほうにも功労の表  
彰のほうの規定がございますけれども、例えばこちらについては過去の

休団の規定を適用して、それを取得して、現在復団して仮に任務遂行に当たりまして功労があつて、特に抜群であるという場合は表彰対象になります。ただ、ほかにいろんな、表彰するものがありますけれども、例えば埼玉県消防協会定例表彰とか、これ特別表彰とか勤続表彰があるのですけれども、やっぱり勤続年数というものを要件という形になっている表彰につきましては、やはり休団している最中は勤務しておりませんので、これは除算するというような形になっております。ですから、その表彰の内容にもよって勤続年数を算定要件としているかどうかによると考えております。

以上です。

（金澤）それと、説明文章の中で団員さんの長期出張なんかで長期間団の活動はできないと、参加できないという形になっているための条例変更ということなのですが、では団員さんがこの制度を繰り返し使うことはできるのですか。程度というものがあると思うのだけれども。

（企画部参事兼危機管理課長）特に何回というような限度はございませんので、基本的にはその状況、その状況で、状況の団員さんがその制度を使うかどうかと、またそれが当然任命権者のほうに届け出がありますので、任命権者である団長なりと内容を協議した上で判断するという形ですが、特に何回というような回数限度というのは今のところ考えておりません。

以上です。

（金澤）中には個人の肩書を盛るためにずっとやっているからというのは、だけれども実際はできないのだけれども、こういうのを利用して繰り返しやっていけばどうかなというのが中には出てくるかなと思うわけですが。

次に、給与条例のところちょっと聞きたいのですが、鴻巣地区の給与水準は出勤、日当が1回2,000円で、警戒、訓練等が1回1,000円という形で対照表には載っておりますけれども、鴻巣地域の団員さんの給与水準というのはいわゆる全国ないしは県内で一律で決まっているのか、それとも鴻巣市消防団で決めているのか、その辺をちょっと確認したいの

ですが。

（企画部参事兼危機管理課長）報酬、また出動手当についての全国、県内一律化ということだと思えるのですが、基本的に一律ではないという形で、各報酬、また費用弁償については給与条例のほうで規定しております。ですから、県内の団員報酬それぞれありますけれども、やはり結構ばらばらでございまして、そういう意味では一律ではないという形になります。

（金澤）そうしますと、類似団体というか、近隣の市等から比較して、鴻巣市の給与水準というのは高いほうなのか、真ん中なのか、低いのか、どの辺。事例的にはわかりますか。

（企画部参事兼危機管理課長）これがやはり団員報酬のほうも各市町村本当に、例えば階級が団長、副団長、また分団長、副分団長ありますけれども、これはやっぱりまちまちなものですから、例えば団長が鴻巣が高くてもほかが安かったり、逆に団員が鴻巣のほうで安くてほかが高かったり、これは本当にまちまちで、多分恐らくもともとの消防団というもののなり方、そこの文化、歴史的なものからこういった報酬が確定されると思いますので、そういう意味ではちょっとこれが標準なのかとか、どの辺なのかというのは本当に他市の状況を見ても何とも言えないと言った方がいいのでしょうか、難しいところでございます。

（金澤）わかりました。結構いろいろ、ではご説明だと結構市町村ばらばらだという形になっているのですよね。

では、出動の日当、手当、1回2,000円、それと警戒、訓練が1回1,000円、この金額というのは他市に比べてどうなのですか。

（企画部参事兼危機管理課長）済みません。報酬のほうはちょっと比較表を用意したのですが、費用弁償のほうは資料のほうちょっと手元がないもので、済みません。申しわけございません。

（中野）それでは、64、そして65、関連しているのでしますが、まず64号で、今金澤委員が言いましたように休団しているときは表彰の勤続年数に対応しないから該当しないという答弁がありました。しかし、この5条をなぜ入れたかというのはやはり団員の不足ということが理由に挙

げられたわけです。そう考えたときに、まず基本的に休団というのは退団と違って籍は残っているのですよね。そこを確認します。

（企画部参事兼危機管理課長）そのとおりです。身分は保持した状況です。

（中野）籍が残る、つまり身分は保障されているということの中で、休団をしたからといって、それを表彰の加味しない、加算しないというのは余りにも私はちょっとおかしいのではないか。だから、休団の理由等によっては、私はやっぱり特に鴻巣市独自の勤続表彰なんかについては加算すべきだと思います。というのは、やはりこれはプロではありませんから、例えば今サラリーマンでやっている人もいるのです。そうすると、例えば転勤あるいは出張が、特に長期出張など、これは本人がやりたくてもできないのです。だけれども、休団したから勤続加算に入らないと、これは私はやっぱりいささか問題があると思う。そういう点では、休団するその理由ということによって、やはり勤続加算を加えるべきだ、あるいはこれは加算は認められないということをはっきりと区別をするべきだと思う。それが条例でできないのだったら、例えば規則なら規則の中で、内規なら内規の中できっちりそれは明記すべきだと私は思うのですが、この点について伺っておきたいと思います。

（企画部参事兼危機管理課長）今委員さんがおっしゃいましたとおり、確かにこの休団規定の目的が団員確保というのがありまして、やむを得ず休団をせざるを得ないというのがそのとおりだと思います。ただ、一応休団の届け出、休団の規定を本人がそれを使うか、使わないかというのもありまして、やっぱり仮に他市の状況を見ましても必ずしも休団規定があるからといってその休団規定を使わないケースもございます。休団規定を本人が使うケースをちょっと考えてみた場合なのですけれども、やはり例えば心身の故障とか、一応事例としては幾つか対象を話しましたけれども、あるいは女性の場合でも例えば育休とかの場合、仮に休んでいても女性も広報活動とかできるわけです。パソコンでもし入力することがあればできますし、あくまでも常勤ではなくて、済みません、常勤ではなくて非常勤なものですから。ただ、休団規定を仮に使う方と

というのは、やっぱり同じ分団の中で負い目を感じたり、やっぱり自分は消防活動、出動要請来てはどうしても出られない、あるいはそういうほかの団員から報酬もらっているのに出ないのかみたいな、そういう負い目を感じているような場合にこの休団規定を使うケースなのかなというふうに考えておりますので、ですから必ずしもこの休団規定というのは処遇の改善としてのメニューとしては用意することになりましたけれども、この休団規定を実際使う際にどのような使い方をするかというのは本人とまた任命権者の中になると思いますので、基本的には消防団活動ができない期間というのはありますので、やはり表彰規定の内容にもよると思います。ですから、基本的には表彰のほうのは休団したからといって対象には、先ほどのお話ですと内規か何か、それはきっちり、そうはいいまして内規等でそこら辺は決めておきたいと思います。

(内規での声あり)

(企画部参事兼危機管理課長) ええ、済みません。

(中野) もう一つ、勤続表彰の場合、私申し上げましたが、これは団の中で例えば昇格ありますよね、こういうものにはもろに響くという考え方はいいのですか。勤続というのはあくまでも勤続で、しかしそれは休団の理由というものについて考慮すべきだと言いましたけれども、昇格についてはもろに響くと、休団することによって、ということの理解でいいのですか。

(企画部参事兼危機管理課長) 昇格、要するに階級制度ございますので、また報酬にも影響してきますので、やはりこちらのほうは影響するというふうに考えております。

以上です。

(中野) それでは、65号について、ちょっとこれは単純な疑問なのですが、条例の名前が給与条例になっているのです、見出しが。ところが、中身を見ると全て報酬なのです。今言ったように常勤ではないのです。非常勤でしょう。非常勤の場合は、やはり報酬ということではなかろうかと。ところが、今言ったように条例の名前そのものが給与条例になっている。この辺はどういうふうにこうした条例を定めるときに給与条例



という名前にしたのか。他市の状態がそうだからそうしたといえ、それはそれまでですけれども、その辺の内容と条例面が必ずしも一致していないのだけれども、それについてちょっとお聞きしたいのですが。

（企画部参事兼危機管理課長）委員さんおっしゃるとおり、非常勤特別職の報酬等に関する条例とかいろいろ条例名では実際ありますけれども、やはりおっしゃいましたように他市のほうもこれ消防団の給与条例になっておりまして、やはりもともとの準則等みたいなのが昔あったのではないかなというふうに考えてございます。その中で、やはり消防団関係の条例というのは余りちょっと改正されてこなかったというのがあると思いますので、確かにちょっと報酬で費用弁償なので、ほかの特別職の条例考えるとタイトルのにはいろいろ考えるところはあるのですけれども、やはり他市同様、タイトルのほうはこのままとさせていただきます。

以上です。

（中野）今の答弁、他市が多くがそういう給与条例という名称を使っているということではありますが、やはり条例の名前をつけるについても誰が見ても一目でわかるような条例名にすべきだと思うのです。実態は報酬なのです。そうすると、やっぱり私はそういう点では消防団の報酬条例という給与を報酬に置きかえるということのほうが非常にわかりやすいと思うのですが、今後そういったものの条例の名称を改めるというようなことを考えていますか。

（企画部参事兼危機管理課長）済みません。今後研究してまいりたいと思うのですが、今回はこのままにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

（坂本）消防団は本当に大変だな、ゆうべもうちのほうの広田小学校で夜間訓練ではないけれども、練習していたのです。ご苦労さんだと思ふのです。私自身が消防団の経験がないのです。だから、消防団の本当の活動というのはどういうものが本当にあるのかなというのをちょっと教えていただきたい。

（企画部参事兼危機管理課長）済みません。消防団につきましては、消

防組織法という法律がございまして、この中でこれは消防団だけではなくて消防署も含めた形で規定された法律でございまして。こちらの消防の任務という形の、読まさせていただきますと「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」というのが共通した法律で定めてあります。ただ、実際消防団自体は各市町村その任務遂行についてはやっぱりまちまちな部分がございます。例えば鴻巣市の場合は消防本部が常備ということで、その非常備の後方支援という形で水利の消火栓とか、火事があった場合どこに消火栓があって、そこを先に常備が押さえて、その後に後方支援で、残った水利で非常備のほうの消防団が消火に当たるとか、あるいは火災のときは常備の消防本部のほうで帰りますけれども、その後残火整理とかそんな形で地元の消防団が残った形で後方支援やったりとか、あとはそれ以外にはやはり毎年の訓練、もちろん特別点検に向けてこれから10月から訓練始まりますけれども、夜間訓練、基本的には今の鴻巣市においては火を消すと、常備のほうの後方支援という形になっております。また、水防団という形がありますけれども、こちらはご存じのとおり水防訓練、7月9日やりましたけれども、やはり水害等、洪水対応に対しましては、鴻巣は熊谷、行田、鴻巣と一部事務組合を結成しておりますけれども、そういった水防活動のほうも行うという形を一応その業務としております。

以上です。

（坂本）私たちが時々火災があって、そういうところへ近所の場合はすぐ行ってみるといような形で、私も県央の消防のほうの一部事務組合へ行っていたので、火災があればすぐ現場へ飛んでいくといようなことをやっていたのです。そうすると、やっぱり最初に気がついて、一番最初に行くのはやっぱり地元の消防団です。本体の本職というか、消防署よりも団員のほうが早いときがある。そうすると、やっぱり最終的に消防団、消火活動を始めるのだけれども、消防署本体が来るともう後方に

回るのだということで、それは当然だと思う。だから、そういうのを何回か見ていた。多分消火活動が1つ。それと、今言った警戒の、巡回とか、訓練もそうだと。そのほかにさっき言った消火、要するに火事がおさまったと、そしてそれからの24時間いるのだとかというような話もよく聞くのだけれども、そういうふうに残火処理と言ったけれども、それをきちんとやるのだということを結構時間もかかるわけです。最初からスタートして消防署、火災発生でそれを発令されたときにそのまま出動して、次へ消火活動して、残火処理してという結構時間かかるのです。それがこういうような給与、報酬見ていると本当に、1回出動でもう2,000円なら2,000円に決まってしまっているというような形になると、何時間かかっているのだいと、消防署のほうは給料もらってやっている人だよ。消防団員というのはそうではない。自分の仕事を持ちながら、それを置いて来ているわけだ。そういう中で、本当に2,000円が妥当なのかなというのも私は思うのだけれども、本当に消防団の活動というのは大変難しいなと思うのです。

だから、なかなか消防団員が見つからないというのはよく聞いて相談されることもあるのだけれども、そういうのを考えるともっとこういうところも見直したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、それらについてはまだ今のところ周り調整しながらのような感じだったけれども、いずれはそういうことも考えながら、これは常に消防団員のほうは毎日あるわけではない、本当に何回か、なければいけないのだけれども、本当にあったときだけのそういう費用になるので、できればもうちょっとこういうふうの魅力があるのではないけれども、その対価とか、報酬は活動する対価に値するようなものはあっていいのではないかなと思うのですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

(企画部参事兼危機管理課長) 確かに委員さんおっしゃるとおり、やはり本当に消防団員の方はボランティア精神に基づいて、本当に一生懸命そういう身の安全等も確保しながらあーいった任務を遂行していただいていますので、ただ消防団は常勤の消防職員とは違いまして、やっぱり年に何回火災があるとかいろいろの面がございます。昨年も火災は4

件でございましたし、その前は結構あったという話聞いていますけれども、そういう中でやっぱり手当の金額が妥当かどうかというのは非常に難しい部分がありますので、そこはまた他市等をちょっと参考にしながら研究してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。  
以上です。

（坂本）参考に、基本的な消防団員の報酬、年俸があって、これに出動手当ですね、これは。考え方はね。だから、それが両方合わせてどのくらいなのかちょっとわからない、回数によって変わるわけですから。だから、その辺もって考えてやったほうがいいのではないのかなというのが本当に思うところでございます、私は。

あと、今言った消防団の今までにこの条例に今度変わるような、長く団員としての仕事はできないと、離れたというような場合もあったのですが、規定がなかったから、そういうときはもうやめてしまったのだろうけれども、幾らかそれらしきことはあったのですか。

（企画部参事兼危機管理課長）特に団の中で対応していたようなので、特に事務局のほうとしては話はちょっと聞いていないのですが。

（矢部）先ほどから答弁の中でいろいろ聞いて今あれしたのですけれども、6分団が今人数が欠けているということでもって、今分団を確かに集めるのは大変な、分団員がやめるときには、前は分団員がやめる人が探してくるという制度が……

（何事か声あり）

（矢部）の分団もありました。でも、今はそういうあれはもうできなくなって、自治体で頼みますよという、そういう我々のそばへも相談も来ているのですけれども、その中でやはり今私はちょっとあれだというのでちょっと調べてというか、あれしたのですけれども、茨城とか何かテレビなんか見ているのは外国人の消防団がいるのです。だから、それは本市では今のところいるのか、いないのか。

（企画部参事兼危機管理課長）済みません、外国人がいるかいないか、ちょっとそこまで調べたことないのです。いないと思うのですが、済みません、特に資料はございませんので、申し上げます。

(矢部) もしもこの以上というか、鴻巣でもって何でもない、外国人も消防団に加盟できるというのだったら、やっぱり使ってというか、そういうあれはできるのですか、でも。今のところ。

(企画部参事兼危機管理課長) 在住、在勤ということになっておりますので、在勤ですか、でも外国人籍で在勤、仕事ができるのであれば、鴻巣市でお仕事をされている方がいるのであれば、済みません、ちょっと。ちょっと待ってください。暫時休憩いたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時54分)



(開議 午前10時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(企画部参事兼危機管理課長) 特に消防組織法、また団条例のほうにつきましても外国人云々の規定はちょっとございませんので、また外国人につきましても住民登録ができるということもありますので、団条例の中ではちょっと先ほどお話ししましたけれども、本市に居住し、また勤務する年齢18歳以上の者、また思想堅固で、かつ身体強健な者というのが条件でございますので、外国人の方もこの在住、在勤に該当すればこれはできなくはないというふうには今のところ考えております。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

議案第64号につきまして、初めに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼総務課長) それでは、議案第66号につきましてご説明申し上げます。

これは、平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられましたこの増税分を踏まえまして、今年の4月8日に選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用などの公費負担に係る限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部が改正されました。この施行令の改正を受け、本条例においても選挙運動に関する自動車の使用やビラ及びポスターの作成に関する公費負担について、法律に準じて限度額を改めるものです。

なお、主な改正内容といたしましては、平成26年4月の消費税の引き上げ分に相当するおおむね3%を引き上げるものとなっております。具体的には、初めに第4条ですが、選挙運動用自動車の借りに係る1日当たりの限度額を1万5,300円から1万5,800円に、また当該自動車の燃料費の限度額を算出するための単価7,350円を7,560円にそれぞれ引き上げるものです。

次に、第9条及び第10条では、選挙運動用ビラにつきまして、1枚当たりの作成単価を7円30銭から7円51銭に引き上げるものです。

次に、第13条では、選挙運動用ポスターにつきまして、1枚当たりの印

刷単価を510円48銭から525円6銭に、また作成に当たっての企画費を30万1,875円から31万500円に引き上げるものです。これらによりまして、ポスター1枚当たりの限度額は、現行の1,718円から1,831円となるものです。

改正内容の説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(坂本) 我々は、こういう形でいろいろ選挙のときに活用させていただいていますが、活用状況というのはどのようなになっているのかな。

(総務部参事兼総務課長) 昨年行われました市議会議員選挙につきましては、それぞれポスター、自動車、燃料、運転手さん、今回運転手さんについては改正がなかったのですけれども、それぞれやはり全員の方が公費負担の申請をされているのが、ポスターにつきましては全員です。自動車、燃料につきましては、全員の方ではありません。

以上です。

(坂本) 第9条及び10条中の7円30銭を7円51銭にすると、この活用状況はどうですか。ビラの。

(総務部参事兼総務課長) ビラにつきましては、鴻巣市長選挙のみということになります。ビラにつきましては……

(坂本) 市長選挙だけだっけ、これは。

(総務部参事兼総務課長) 市長だけです。

(坂本) 限度額いっぱいに行く人もいるし、もっとうんと下の人もいるということだと思えるのですけれども、こういうことについて今までに市民のほうから情報公開しろという形で見ていることはあるのですか。

(総務部参事兼総務課長) 今までは、基本的には情報公開制度に基づいてこういった資料の請求等はありませんでした。ただ、選挙の後に収支報告というのを公表しておりますので、それについてもやはり見に来ていらっしゃる方というのは前回の市議選につきましてはない状況でした。

以上です。

(坂本) 前回2年前か、この前の直前の選挙のときはそうだったかもしれないけれども、何か前に、私なんかは合併してからこういうことがどうなのだとということで調べた人がいるのです。だから、その辺の情報は入っていなかったのかな、では。

(総務部参事兼総務課長) 今回の市議選につきまして、そういった問い合わせ等も事務局のほうにはありませんでした。以上です。

(坂本) これは政治姿勢というか、きちんと理由があってこういうことで使うのだと、公平に誰が見ても当たり前だ、当然だということであればいいのですけれども、やはりその辺が問題になるようなことが起きてくると今の状況ですから、すぐ問題視されるということなので、適正に使われるかどうかというのはきちんとやっぱり監督していく必要があると思うのです。今までにそういうふうに使い方について、これは違うのではないですかと指摘したことはないのですか。

(総務部参事兼総務課長) 特段こういった指摘等はしておる自治体はありません。ただ、この公費負担のほかに選挙管理委員会の告示のほうで選挙準備従事者の報酬等を定める条例、これは公費負担ではなくていわゆる限度額、最高額を定める告示なのですけれども、それをオーバーをしないようにということでご説明をさせていただいている例はありません。以上です。

(金澤) 済みません、1点だけ。では、この議案第65号の選挙運動公費負担条例の一部改正というのですが、今るる課長さんのほうから説明いただきましたが、このほかに選挙運動等で従来と変わった内容というのはあるのかどうか、1点だけ確認させてください。

(総務部参事兼総務課長) 先ほどちょっと申し上げてしまいましたが、公費負担の対象とはならないのですが、手話通訳やウグイス嬢、あるいは事務員などの選挙運動に従事する方に対する報酬の最高額を定めている規定が公職選挙法にございます。この中で、要約筆記者という方を新たに加える改正がありました。この報酬につきましては、手話通訳者と



同じ1万5,000円とするといった改正がございました。それ以外には、例えば共通投票所を設けることができる、あるいは期日前投票所の開閉初め、終わりの時間について前後2時間以内で繰り上げ、繰り下げが可能になる、また投票所に入るのに当たりまして、選挙人の同伴する年齢、満18歳未満の子どもが投票所に入れるといったような改正がございました。

以上です。

(矢部) 総額で全部で幾らぐらいの金額なのかちょっと。

(総務部参事兼総務課長) 総額で、先ほどお話しさせていただいたとおり、全員の方がこれ全て申請をされているというわけではありませんので、ちょっとなかなか……

(何事か声あり)

(総務部参事兼総務課長) 上限ですか。枠でだと、増となりますのが1人当たり1万3,260円の増額となります。全体としますと、これらの改正を含めまして、大変恐縮ですが、市議会議員選挙の当初予算ベースで算出いたしますと46万3,260円の増額ということになります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時08分)



(開議 午前11時10分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長より答弁をお願いいたします。

(総務部参事兼総務課長) 大変申しわけありませんでした。1人当たり全て通常はがき、自動車、運動用ポスターを含めまして87万8,686円ということになります。

以上です。

(何事か声あり)

(総務部参事兼総務課長) これまでです。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第66号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼総務課長) それでは、議案第67号につきましてご説明申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、またはマイナンバー法と申しますが、これが平成27年10月5日に施行され、国が運営、管理する情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が来年1月以降国の機関で、また来年7月以降には地方公共団体を含めて開始される予定となっております。情報連携を行う中で、どのような個人情報がどの機関の間でやりとりされたかの情報が自動的に保存されることとなります。この自動保存された情報を情報提供等記録と申しております。この情報提供等記録に個人番号が含まれますことから、特定個人情報と位置づける必要がある

わけですが、情報提供等記録はコンピュータシステムにより自動的に保存されるものですので、これまでの一般的な個人情報、例えば介護認定調査票のように身体に関する情報など、いわゆる生の情報とは性格が異なるため、個人情報保護に関する規定も異なる取り扱いをする必要がありますことから、主にはそれぞれ該当する規定の適用を除外するため、番号法と同様に改正をするものとなっております。改正の具体的な内容ですが、第2条では番号法の規定により保存された記録を情報提供等記録と定義するものです。

次に、13条の2は、保有する特定個人情報の利用の制限に関する規定ですが、一般の特定個人情報では人の生命、身体、財産を守るなどの緊急の場合に限り保有したときの目的以外の利用を認めておりますが、情報提供等記録はこのような場合に該当することがないことから、適用を除外するものです。

次に、第25条及び第35条は請求の移送に関する規定ですが、これは開示や訂正請求に対する保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなどは、この提供をした実施機関の判断に委ねたほうが迅速かつ適正な処理ができると考えられますので、提供を受けたほかの実施機関に請求を送ることができます。これを移送と申しますが、第25条第1項では情報提供等記録の性質上、開示請求に対して他の実施機関で開示決定をすることはないことから、移送に関する手続を適用除外とするものです。同じく次の第35条第1項でも訂正請求があった場合も、先ほどの第25条第1項と同様の理由により、移送に関する手続を適用除外とするものです。

次に、第36条では、情報提供等記録を訂正した場合は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録、管理されるものでありますことから、これらの関係者に通知するよう第2項として新たな規定を加えるものです。

次に、第37条は利用の停止の請求に関する規定ですが、利用の停止ができる場合は暴行や脅迫等により違法に個人情報を取得し、保有しているときなどに限られております。情報提供等記録につきましては、情報提

供ネットワークシステムなどに自動的に保存されるものであります。利用制限等に違反する取り扱いではないため、利用停止請求を適用除外とするものです。

改正内容の説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（金澤）では、1点だけちょっと確認をさせていただきます。

議案第67号の鴻巣市個人情報保護条例の一部改正の中で、今説明資料がございましたよね。この横に書いてある。説明資料の最後のところかな、保有個人情報の提供先等の通知がございますよね。その2項のところ、情報照会者、または情報提供者に対し遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。いわゆる実際具体的な動きがあった場合にはこうやりますよということなのでしょうけれども、これは起きた時点でそういう形で報告する、何か通知するような形になるのですか、それとも例えば1カ月とか半年間とか、こういう動きの中で何日にこういうのがあったよというので通知するのか、その辺を確認させてもらいたいのですが。

（総務部参事兼総務課長）これは、やっぱり随時総務大臣、あるいは関係機関のほうに通知をするということになっております。

以上です。

（諏訪）用語が非常に難しく、質問何をしたらいいかわからないということなのですけれども、まずこの情報提供等の記録のいわゆるコンピュータがあるわけですよ。そこに各自治体が何かアクセスをするとそこに記録がされる。アクセスログというのですか、記録がされる。そこに例えば違った情報をとりに行く予定が間違っるとりに行ってしまったときに、後で訂正をするためにこういった条例が必要という、そういうことですか。ちょっとよく内容が理解しにくいのですけれども。

（総務部参事兼総務課長）基本的には、先ほど委員さんおっしゃっていたいわゆるコンピュータを操作する上での操作記録、アクセス記録というような性格でございますので、例えばAさんという方の特定個人情報を取得したと、その際に例えば所得情報がちょっとそれぞれの団体の中

でちょっと間違っていたと、その所得情報を修正したりするというのは、先ほどのアクセスログという性格からするとそれはちょっとまずいだらうと。送った、あるいは利用した事実はそのままコンピュータ上記録するのが当然ということになりますので、実際に修正というのは例えば職員がAさんという方の特定個人情報を必要としていたのに、例えば操作、恐らくないと思うのですけれども、操作を間違っただけでBさんという方の照会をかけてしまったと。ただ、アクセスログですので、その記録自体は訂正も、削除はできませんので、情報提供等記録の中に例えば操作誤りによりというような理由を新たに付記をして、その情報提供等記録を修正するといったような性格になっております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、修正をする内容としましては、ほかにどういったことが考えられますか。今のは非常にわかりやすかったのです。Aさんという記録を本来照会するところをBさんの記録を照会してしまったと、それは履歴として両方残すけれども、新たにそれをAさんのだよという記録を残すということは非常にわかりやすい説明だったのですけれども、そのほかに何か考えられる事例とございますか、修正はありますか。

(総務部参事兼総務課長) 例えばこういった大きなネットワークシステムになりますので、システム上のいわゆるバグというか、誤りによっては変わった履歴ができる可能性もなきにしもあらずなのかなというふうに考えております。その際に、例えばシステム障害によりだとかという理由を付記して、その履歴を修正するということもあり得るかなというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) システムのバグの結果が要するに照会をかけたほうだとかかけられたほうで、何かわかるものがあるのでしょうか。済みません、よくわかりません。

(総務部参事兼総務課長) これにつきましては、まだ来年の早くても国のほうで1月、そして公共団体のほうで7月ということの中で、なかなか詳しい資料等が国のほうから示されておられませんので、こういった段

階で発覚するかというのは、現時点でははっきりちょっとお答えできない状況にあります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第67号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時32分)



(開議 午後零時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

既に議案第71号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分につきましては、執行部の説明が終わっております。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第71号 平成28年度の一般会計補正予算について2点ほど質問させていただきます。

今回の補正は、先ほどお話がありましたように、補正総額が354億962万円ということで、28年度の当初予算より6億8,000万程度増加しているという説明がございましたが、今回の補正予算のまず主な内容についてお伺いをしたい。大きいものはこうですよというのを何かありましたら説明願いたいのですが。

(企画部参事兼財政課長) 今回の補正につきましては、当然決算に伴いまして繰越金が生じているということがあります。それと、歳入のほうでは、先ほど説明の中でも申し上げましたけれども、地方交付税、地方特例交付金等、あるいは臨時財政対策債等が確定しましたので、この辺を補正させていただきました。

歳出のほうにつきましては、財政調整基金ですとか、これは積み戻し、あるいは地域医療関係の基金の積み立てというような形がありますので、今後に向けての財政負担の急激な負担にならないようなための補正ということで考えております。

(金澤) わかりました。財政的な流れの中での説明ということですが、まず歳入について1点だけ。11ページの繰入金ですか、3款の財政調整基金の繰入金が補正前が10億9,000万円、それが10億7,000万減額になったということで、マイナスになったわけです。財政調整基金は標準財政規模残高で大体5%から10%が適正ですよというふうな形で私なんか認識しているのですが、今後義務的な経費というのですか、その辺がふえていくというのは当然見込まれているわけで、皆さんもその辺はわかっていると思うのですが、例えば財政調整基金とか減債基金、合併振興基金、いろんな各基金があると思いますが、こういう残高というのは当初想定した形で積み増しをしていこうという形で考えると思いますが、これからも予定どおり積み増しができていけるのか確認だけさせてください。

(企画部参事兼財政課長) 基金と財政調整基金の繰入金の積み戻しのお

話が出ました。

まず、財政調整基金でございますけれども、ご存じのとおり財政調整基金は年度間の財源不足等に備えるため、主に決算剰余金等を積み立てまして、財源が不足する年度に活用する目的の基金ということで、それはご案内のとおりだと思っております。従来一般的には標準財政規模の5%から10%というお話がありましたけれども、一般的にはそういうふうに言われておりました。最近では、多くの自治体が10%程度、あるいは自治体によっては10%以上が適正というような形になってきていまして、何%積み立てなければならないというような法令等の定めはございません。特別区なんかですと、交付税のほうは交付されない、不交付団体ということで、目黒区あたりですと20%以上を目標としているような、そういうところもあります。また、日本では、都道府県は5%、あるいは市町村は20%を積み立てるような奨励をしておりますので、やはり今後の人口減少の中で積み立て額を、税収がふえない中できっちり財政調整基金を積み立てていこうというような流れだというふうに考えております。

補正後では、残高が約26億5,000万円と見込んでおりますので、本市の標準財政規模が239億2,933万8,000円ですので、11.1%ということで、先ほど金澤委員さんが言われました5%、10%、10%を超えておりますけれども、全国的には大きな流れとしてはある程度基金を確保したほうがよろしいという流れですので、11.1%というのは適正な積み立てというふうに考えております。

続きまして、減債基金なのですけれども、減債基金は本会議の中でもお話がありましたように、今後平成30年度から35年度あたりが公債費の現在ピークというふうに考えております。今後そういうピークに向かって減債基金を来年度あたりまでしっかり積みまして、できれば来年度も積みみたいのですけれども、地方債の償還あるいは地方債の繰上償還等に充てていきたいということで予定しております。同じく減債基金の残高見込みは補正後約15億4,000万円と見込んでおりますので、来年度も今のところ何とも申し上げられませんが、可能な限り来年度も積んでい



きたいというふうに考えております。

次に、合併振興基金、合併振興基金につきましては、ご存じのとおり合併市町村の地域における市民の連帯の強化及び地域振興のための事業に財源を充てることを目的とした基金でございます。当然当時合併協議会で定めていただきました新市建設計画に位置づけられた事業ということで考えております。本市は、平成18年度から積み立てを開始しております。昨年度、27年度をもちまして上限の27億9,000万円を造成したところでございます。28年度以降は基金の運用益の利子積み立てとなりますので、その辺の今後基金の利子をもって積み増しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（金澤）今説明で財調の分、減災分、合併振興基金分の基金残高についてあれなのですが、その中で減債基金の積み立てが先ほどの説明ですと地方債の償還等に充てるという形なのですが、本会議等でも説明があったと思うのですが、償還するに当たっても当然金利が高い分から返済するというのだけれども、ただ国からこの借り入れは返済していいよとか、これはだめだよとか、そういう決まり事があるわけですよ。それはないのですか。

（企画部参事兼財政課長）今のお話は繰上償還のお話だと思うのですが、公的資金、公的資金というのは財務資金、財務省の資金ですとか、旧簡易保険、簡保資金ですとか、あるいは機構、昔でいう公営企業金融公庫、今は機構になっておりますけれども、その辺が公的資金となっております。それ以外が縁故資金、いわゆる市中銀行ですとか、そういうものがありますけれども、一般的には繰上償還する場合には補償金というのが生じまして、個人の方でいえば住宅ローンを借りていまして、金利が安くなったからということで借りかえしたいという場合にはどうしても手数料が生じますけれども、それを地方債の場合補償金ということで申し上げておりますけれども、過去に2回公的資金の補償金免除繰上償還というのがありまして、本市は1回目の平成19年度に一般会計、水道会計、下水道会計、農業集落排水事業会計、この中で繰上償還、借

りかえ等をやってまいりました。そのときは補償金免除だったのですけれども、今はそういう公的資金も当然繰上償還や借りかえをする場合、借りかえで繰上償還を行う場合も一般的には補償金が生じますので、その補償金が決して安くありませんので、その辺を国等には要望しております。ただ、なかなか国も応じていただけませんので、通常1%、2%金利が下がってれば、補償金払ってでも繰上償還したほうが良いと思えますけれども、できれば補償金なしで返したいということです。縁故資金につきましては、特にあえて申し上げますと群馬銀行が補償金がなく繰上償還をしてもらえるということで、ここ数年何回か群馬銀行には比較的金利の高い部分を繰上償還しています。

以上です。

(金澤) では次に、歳出のほうなのですが、14ページの総務費の財政管理費について、この中の減債基金の積み立て、1億円になりますよということですが、当然普通交付税の合併算定替の加算が平成28年度以降かな、順次減って、32年までになってしまうというような形の中から、公債費の財源負担に備えるため、今後先ほど説明があったように積極的に積み立てをやるような形になるかなと思うのです。先ほども話した地域医療の整備基金1億円とか、ごみ処理施設整備金、前は5億円、今回1億円、また基金積み立て等でいろいろ大きな金額を積み立てているのだけれども、実際平成28年度の資金フローというか、キャッシュフローでは大丈夫と言っておかしいですけれども、スムーズな形でフォローしていくのか、その辺をちょっと確認だけさせてください。

(企画部参事兼財政課長) 当然今回補正で減債基金1億円、地域医療体制整備基金で1億円、新ごみのためのごみ処理施設等整備基金で1億円、計3億円を補正させていただいております。この資金フロー、キャッシュフローといいますか、この辺で大丈夫かということでもありますけれども、当然大丈夫だということで基金を積み立てるところでございます。先ほど申し上げましたように、減債基金は現時点では来年度もどうにか積みたいというふうに考えておりまして、30年度以降に備えてまいりたいということです。それと、地域医療体制整備基金とごみ処理等整備基

金につきましては、それ以降も引き続き計画的に可能な限り財政負担が余りならないような程度でございますけれども、計画的に積んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（金澤）今の答弁ですと、財源的には問題ないと、明日ですか、当然平成27年度の決算認定についてをやると思うのですが、27年度は要は審査意見書等を読むと一時借入金もしないで財政調整基金等で資金繰りをうまくフォローできたというようなことで書いてありますけれども、当然この資金を積み立てることは資金運用になるわけで、かなりの利息分の収益がふえるという形で見ているのですが、資金的な運用というのは従来と同じような形でやっていくのか、まずそこだけ聞かせておいてください。

（企画部参事兼財政課長）実際の資金運用につきましては、会計課のほうにお願いしているところなのですが、繰りかえ運用につきましては当然会計ごとに資金繰りが国や県からの補助金が多くは年度末ごろに入ってくるのです。その間支出が先行しますので、年度決算ではつじつまが合っているのですけれども、どうしても払おうとするときに歳入が入ってこないのです、そういうときにこういう基金から繰りかえ運用したり、そういうことで支出がうまくいくようになっていきます。当然基金は出納整理期間がありませんので、3月には戻さなくはいけませんので、それはきっちり確保して、また基金に戻してもらおうということで、いわゆるキャッシュフローというか、そういうところは大丈夫だということでございます。資金運用については、会計課のほうで最近数年間もう一生懸命運用していただいて、大きな利子を生んでいるところでありますので、引き続き国債とか地方債ですとかいろいろなものを運用して、利息あるいは配当をたくさん獲得というか、していただけるというふうに考えております。

（諏訪）ただいまの金澤委員にちょっと同じところなのですが、まず財政調整基金の繰入金の額がいわゆる繰越金の額とほぼ同じなので、これは要するに黒字が出たから財政の繰り入れをやめたと、

そういうことなのでしょうか。

（企画部参事兼財政課長）年度当初の財政調整基金の繰り入れというのはそれほど多く見ていませんので、実際決算額を見ますと、最近ですと10億円を超えるような決算繰越金、純繰越金が出ている状況でございます。その中で、一旦当初では基金を取り崩して当初予算を組んでいるわけですので、決算剰余金が生じたときにはそういうところの基金をまた戻すという形です。それと、ほかの基金にも何とか計画的に積んでいきたいというのがこれからも続いていくかというふうに考えています。

（諏訪）そうしまして、歳出なのですけれども、先ほども出ました減債基金積立金、1億円が積み立てられるのですけれども、過去の基金の状況をちょっと見ましたところ、非常に高い金額、減債基金は26年度で8億9,900万、今年度これを積み立てると12億を超えるのですよね。いつまで、どのぐらい減債基金を積み立てるのかを伺います。

（企画部参事兼財政課長）この減債基金は、平成23年度から最低2億円以上で積んできていまして、その前はもうほとんど基金を使い切っている状況から、当時恐らく三百五、六十万しかなかったのですけれども、それ以前も減債基金に積んだり、崩したりというのが続いていまして、それから23年度以降は今のところ毎年積んでいるということですので、実際先ほど申し上げたように30年度あたりからいよいよ減債基金を活用していかなくてはいけない時代が来るのかなというふうに考えていますので、できれば来年度ももう一年度積みたいとは考えておりますけれども、その辺はいろいろまだ当初予算の調整中ですので、活用自体は30年度ごろから取り崩していかなくてはいけないというふうに考えています。

（諏訪）30年度ぐらいから償還がさらに激しくなるということでしょうか。要するに借りている債務のほうで返済をしていく時期だと、そういうことですか。

（企画部参事兼財政課長）今までの当然合併特例事業ということで、平成27年度新市建設計画ではその辺に事業が集中していましたので、そこまでの借り入れが、大体借り入れしても据え置きが3年とか5年ありま

すので、その元金償還が生じてくる、あるいは合併振興基金も、この合併振興基金というのも特例で、普通は建設地方債というものが地方債では原則なのですけれども、これは合併特例事業債とは別枠で基金にも特例債が使えますよということで、それも積んできましたので、そういう償還もあるということで、今までの27年度をピークに事業が展開されてきましたけれども、その辺の償還が本格的になってくると。今までも償還かなり来ましたけれども、今でも公債費が40億超えていますけれども、50億程度になるのかなというような気がしていますので、予想していますので、その辺に今備えて基金を積んでいるところでございます。それが30年度ごろからはそういうものも基金で対応していかなくてははいけないかなというふうに考えています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 合併特例債、非常にたくさん残っています。そして、その償還がこれから始まるというところで、今減債基金をどんどん積み立てていくのだというご答弁ありましたが、高い金利で借金をして、そしてそれをさらに返していくということが単年度決算の、要するに自治体の財政からはちょっと問題があるかなと思いますので、反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員

の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時05分)



(開議 午後2時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号の歳入についての執行部の説明は終わっております。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金澤) それでは、議案第76号 平成27年度一般会計決算認定の歳入について何点か質問をさせていただきます。

当初予算、また最終予算、数字等はお話ございましたので、まず歳入のほうの16ページ、その配当割交付金について、それと株式等譲渡所得交付金について質問させていただきます。

まず、配当割交付金、これは当初予算7,000万に対して決算のほうは2,311万6,000円の増加をしていると。それと、株式等譲渡所得交付金のほうは4,000万円に対して5,414万円増加している。この両方の項目ともかなり予算と乖離しているのです。これの主な要因についてお話をいただければと思います。

(企画部参事兼財政課長) 今ご質問いただきました配当交付金と株式等譲渡所得交付金につきましてお答えいたしたいと思います。

平成27年度当初予算案の時点では、当時平成27年度国の地方財政収支の見込みというのが大体12月末に出るわけなのですが、それと埼玉県は埼玉県で年明け1月ごろに埼玉県の県税収入見込みというのを各市

町村に示してまいります。それと、市ではその当時の26年度の収入決算見込みを出しまして、その中から平成27年度当初予算案を作成しているところでございます。その当時の経済状況と昨年夏からの中国の景気減速から、世界的な株価の下落傾向や乱高下がありまして、企業業績も低調にあるのかなというふうに考えております。配当割交付金は、企業業績に比例するなどにより、平成26年度よりも決算では減少したところでございます。また、株式等譲渡所得割交付金も株価の乱高下、低調等により、株式の譲渡が増加したのではないかとということで、26年度よりも増加したところでございますが、当初予算時点ではその当時の国、県の見立てと本市の決算見込みがまだ決算固まっていないうちで予算計上したので、最終的に27年度補正予算を行っていませんので、乖離が生じたというところでございます。

以上です。

(金澤) そうしますと、当初予算のときよりもその後のいわゆる国内、また海外の円高株安、また中国の貿易、またイギリスの問題とかいろいろそういう外部的な要因等があってこれだけ乖離があったというふうな形で解釈してよろしいのですか。

(企画部参事兼財政課長) そのとおりでございます。

(金澤) では次に、34ページをお願いします。

財産収入のところでございます。財産収入の利子配当金のところでございます。当初予算額が3,746万6,000円という形の中で、ここに備考欄に財政調整基金利子、減債基金利子、いろいろ利子が入っています。合併振興基金利子というふうな形で、当初予算が3,746万6,000円に対して、決算だと1億4,392万7,000円ということで、約1億600万円ほど増加しているわけでございますが、これの主な増加要因について確認をしておきます。お願いします。

(会計課長) こちらの増加要因でございますが、基金で所有いたします国債、また地方債などの債券単価が購入価格を上回った場合、これを売却して、その差益を運用益として計上しております。当初予算の積算時におきましては、この価格が、価格の変動というものが当初予想できま

せんので、所有している債券の半年に1回、1年に2回入ります定期的な利金のみを予算計上しているということをごさいますて、そこでこの売却時の差益がこの差になってきているというふうにご理解いただきたいと思います。

(金澤) そうしますと、いわゆる利息分だけは当初で見ているよと、ただ世間の売却云々についての内容について見ていないので、これだけの差が出るということ。そうしますと、逆に今回は前年もそうだったか、プラスになっていましたけれども、マイナスということもあり得るという形でいいわけですね。

(会計課長) 購入価格よりも下回っている場合には、売却は行わない方針でございますので。

(金澤) 今回の内容はわかりましたが、平成26年、去年の決算を見ても当初1,800万に対して、去年はすごかったのだ、1億8,000万、いわゆる予算ふえている。それだけ予算乖離があるわけなのだけれども、来年度も当然予算組むのに対して、12月から1月ごろから動き出すでしょうけれども、やはり見込み的には同じ内容での予算見込みという形でやるわけですか、いや、そうじゃなくて、もう大体内容がわかってきたからもうちょっとプラスした形で出しますよとかいう形で考えているのかをお聞きしたいのですけれども。

(会計課長) 今のところ、前年度踏襲というような形で予算計上しようかなと思っております。一応これ基金のほうの運用益につきましては、一般会計のほうでまた支出をして基金に積み立てるということになっておりますので、歳入予算と歳出予算が同額という形にさせていただく都合がございますので、毎年この差額、ある程度の額が見込まれた段階で3月補正ということで対応をさせていただいております。

(金澤) では次に、36ページの18款の繰入金についての1目の財政調整基金の繰入金の件ですが、当初予算約13億5,000万に対して、9億2,000万減の4億3,000万という形の実績になったということなのですが、この当初予算との見込み違いというのは何かあるのですか。

(企画部参事兼財政課長) 先ほどちょっと前にもご説明をさせていただ



いたのですけれども、財政調整基金は主に決算剰余金が出たときに積み立てるということが地方財政法等にも決まっていますので、なるべく剰余金が出たときには積み立てるということですが、今回は最終的には4億3,000万円の繰り入れということで、全額積み戻しができて、なおかつ積み立てればよろしいのでしょうかけれども、最終的には4億3,000万円の受け入れということですので、年度当初におきましてはどうしても歳入不足を調整するために13億5,000万円を計上したところでございます。ただし、決算剰余金が出た段階で積み戻しをしましたが、結果的には4億3,000万円の繰り入れをせざるを得なかったというところで、その時点、時点十分財政調整基金は確保したいところでございますけれども、年度当初でかなり多くの額を財源補填をいたしまして、決算時に積み戻しをして、最終的には4億3,000万円を財政調整基金から入れたということで、27年度決算では標準財政規模のある程度確保できておりますけれども、その予算、あるいは決算剰余金が出た補正の段階とか、段階的にちょっと変わっていきますので、その辺はご了承いただきたいと思います。以上でございます。

(金澤)次に、38ページの19款の繰越金について確認させていただきます。このお手元の決算書ですと、当初予算が7億円ですと、それに対して決算額が18億円ということで、差っ引き11億円の乖離があるわけです。先ほどの繰入金のご説明もあったわけですが、繰越金についても大きく変わった理由というのは何かあるのですか。

(企画部参事兼財政課長)繰越金につきましては、非常に年度当初にどう予算額を見るかというのが非常に、この委員会の中でも過去においてもいろいろやりとりをさせていただきました。合併後、そのときによって10億以上出たり、1度平成19年度で6億5,000万円という、まずこのときはちょっと少なかったのですけれども、あとはおおむね10億以上という決算額が生じております。ちょっと23年度まで振り返ってみますと、当初予算額が当時5億5,000万円に対しまして、決算額が純繰り越しが約11億300万円、24年度が当初予算額をこの時点でふやしまして、8億円に対しまして約11億5,000万円、25年度が当初予算額8億円に対しまして約

17億3,000万円、平成26年度が5億円にまた下げまして約16億円、そして平成27年度が7億円に対して約16億円、非常に決算額もばらつきもありますし、予算もその都度この委員会でいろいろご議論、審議いただきながらこちらでも調整したこともありましたけれども、7億、8億ぐらいで今見ているという状況でございますので、他市もいろいろ上尾市あたりで5億円ぐらい見ていたり、ただ決算額が5億円に対して上尾市でも25年度で17億5,000万、26年度は5億円で20億8,000万というように非常に当初に対して決算額繰り越しが出ている状況が見受けられます。

私どもにつきましては、7億から8億ぐらいの繰り越しが限度かなと。余り決算額に近づいていきますと、当初からやっぱりそんなに見るのですかというようなご意見もありますし、極端な話わからない場合は科目存置1,000円でもいいのではないかという議論もありますので、その辺は合併後は5億から大体8億ぐらいの予算を見ているので、実際の繰り越しはかなり出ているという状況にあります。それでよろしいでしょうか。

ほかに繰り越しの原因を申し上げたほうがよろしいのでしょうか。本市の実質収支は約16億円ということで、歳入超過としては市税が約2億8,000万円、特別交付税が約2億1,000万円、地方債が逆に約2億6,000万円の減、これは借り入れをしなかったとかいろいろ減、全体では歳入は約5,600万円の予算超過額となっております。歳出の不用額は、全体で約15億4,000万円、主な要因といたしましては臨時福祉給付金が、これ繰越明許ですけれども、約1億1,000万円、経営体育成条件整備事業約7,000万円、中学校施設改修事業繰越明許約7,000万円、三谷大間線2期工事6,000万円、吹上小学校改築事業約4,000万円とか、いろいろ大きかったり、幾らか出ていたりしますけれども、それとよく言います工事費の入札に伴う請負残等が予算に対して2%から3%ぐらいは毎年あるのではないかということがありまして、そういう積み上げが不用額で15億4,400万出ているということで、歳入超過と5,600万合わせまして、今回は約16億円の繰り越しということになっております。

以上でございます。

(金澤) 最後の質問させてもらいます。

46ページの21款の市債の中の市債総務費から民生費、商工費債とかいろいろありますが、最後の7目の臨時財政対策債17億2,000万についてちょっと質問させてもらいます。

臨時財政対策債、いわゆる臨財債は実質地方債というふうに私は解釈しているわけですが、この対策債は発行が可能であって、市町村で発行しなければならないというわけではないと私は理解しているのですが、自治体の責任と判断で必要と思われれば市債を発行するというような形になっていると思います。今回の決算は19億7,500万という形になっておるわけですが、これの主な使途についてはどういうものがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

(企画部参事兼財政課長) ご案内のとおり、地方交付税は国税5税、所得税、法人税、酒税、消費税、それと最近ですと地方法人税というものが国税の原資となっているところでございます。そのうちの法定率を地方交付税の総額として財源不足団体に対して交付されているのが地方交付税ということになっております。地方交付税の使途は、地方団体の自主的な判断に任されていると言われておりまして、国がその使途制限をしたり、条件をつけたりすることは禁じられているということで、地方交付税はまず地方税と同様に重要な地方の一般財源となっているということでございます。

普通交付税は基準財政収入額というのがありますが、それを上回る基準財政需要額との差額が基本的に交付税として交付されるわけなのでありますが、地方交付税のさっき法定率で決められたものが財源不足なのでありますが、ただ地方交付税総額というのがどうしても地方の財源不足に足りないわけです。国税5税の一定率だけでは足りないと。足りない場合に、基準財政需要額というものが出ているのですが、それを地方債、臨時財政対策債に振りかえるわけです。基準財政需要額の一部が地方債、臨時財政対策債に振りかえられますので、それが臨時財政対策債として平成13年からずっと続いております。ですので、これは交付税が先ほど申し上げましたように一般財源ということなのです。

で、臨時財政対策債も一般財源となります。先ほど金澤委員さんがおっしゃっていましたが、普通交付税と臨時財政対策債を合わせて実質的な交付税と言われておりますので、これが重要な市の一般財源となっているというふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）1点だけ、では質問いたします。

歳入6款の地方消費税交付金、16ページ、17ページ、消費税の交付金ですけれども、先ほどご説明では平成26年4月から5%から8%に上がって、68.5%の収入済額だったというふうに私伺ったのですけれども、消費税1年前から上がっているのですけれども、去年の決算書を見ますと10億8,331万円なのです。今年が18億2,533万4,000円なのですけれども、大きく上がったのは、その前から消費税8%に上がっているのですけれども、こういったところでこんなに上がったのでしょうか。

（企画部参事兼財政課長）まず、26年4月1日から5%が8%になっているということで、年の途中から消費税がまず上がったということで、26年度では通年、1年間の地方消費税になっていないということがあったり、また引き上げ後の地方消費税が適用された、いわゆる地方消費税が国を通じて都道府県に払い込まれるわけなのですけれども、これまでにちょっと期間を要したことから、少し遅れ込んでいるというのが26年でございます。そうすると、27年度は通年で今度入っていますので、大きく伸びたというのが結果でありまして、かなり大きく伸びていますけれども、今度は27年度、28年度ではそうは大きく伸びていないと、伸びることはないというふうに考えています。

（諏訪）ただいまの地方消費税なのですけれども、使途に関しては、使い道に関しては国から何か配分こういったところにするというようなことは出ているのでしょうか。

（企画部参事兼財政課長）この地方消費税につきましては、まず25年に閣議決定がありまして、消費税及び地方消費税の引き上げと、それに伴う対応というものが閣議決定されております。まず、その段階では閣議決定は国、地方の消費税については平成26年4月1日から5%から8

%へ引き上げられることがその時点で確認をされております。地方消費税率についても、100分の25、いわゆる5%の100分の25ですから、1%から63分の17、消費税換算率という1.7%に引き上げることが閣議決定されております。そして、この増加としては、社会保障4経費、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対するための施策ということで、通常社会保障4経費とよく言っていますけれども、その経費の財源確保に当たるといえることがなっております。

それと、もともと社会保障、税一体改革大綱の中で、消費税収についてはその用途を明確にし、いわゆる5から8%に上がった分はその用途を明確にしてくださいと、それ以前は純然たる一般財源ということですがけれども、この3%上がった部位についてはその用途を明確にし、全て国民に還元し、社会保障財源化ということになっております。国は、国分はさっき言いましたように全額社会保障4経費に充てるということになっておりますけれども、引き上げ分の地方消費税収、これは県から市町村に来る交付金も含めて法で決まっています、消費税法に規定する経費その他社会保障施策ということで、具体的に言うと社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に充てることになりましたので、この引き上げ分については今言いました社会保障施策に充てなさいというのが国からの通知でございます。

以上でございます。

(坂本) 37ページなのでございますけれども、先ほどの説明で衛生費寄附金のところかな、コウノトリの里づくり寄附金、これ405件寄附があったと、うち市内が2件、市外が403件という、これをどう見えていますか。

(地域活性化特命チーム課長) この差でございますけれども、2件というのは市内の方の企業と個人が入れていただいたわけなのでございますけれども、この403件の部分、こちらの部分に関しましては市外ということであるさと納税の、そちらのほうの方々がコウノトリのほうにという形で使ってくださいというチェックを入れたものになりますので、市外の方は鴻巣市の中の何に使うという項目の選択だと、ああ、コウノトリがいいなという形でコウノトリに使ってくださいと、もしくは何もつけないの

もありますけれども、その結果が市外の方から見ると400人弱がコウノトリに使うという形で入れていただいたという解釈になると思います。

(坂本) 市外の方はよく見ているのか何かわからないけれども、市内に住んでいて、今特命がわざわざコウノトリの部門も含めて新しい事業として組んだところが、そういうのを市内の人もそこまで理解しているかわからないけれども、そういう中で寄附金がそんなにないと、外の方が、では鴻巣にはこういう名目で寄附してやるよというふうに出てくるということは、市内の人の理解は全然違うのかなと思うのです。だから、コウノトリの里づくり事業が何だ、市民の中にそういうような形で浸透していないのかな。もっとそれをきちんと説明して、こういうことになりますよと言っていかないと、外からこういうふうな寄附金が来て、市内の人が理解をしていない事業をやっていくということになるとおかしくなってしまうので、その辺の努力はどうしていくか、ちょっと答えていただきたい。

(地域活性化特命チーム課長) 今年度から特命チームということで我々組織としてやらせていただいているのですけれども、当然PRという部分で市内外両方なのですけれども、もっとコウノトリというものをシンボルとして、コウノトリの里づくり事業ですので、やはりもっともっと、ああ、鴻巣といえばコウノトリだねというような形が目に見えてわかるようなPR方法、こういったものをこれから考えていき、当然それを来年度とかに予算計上させていただいて、もっともっと外にアピールするということにもっと力を入れなければいけないなという形では考えております。当然今年度になりまして、親子見学会、東松山の動物園の、こちらも学校のほうに募集のチラシとかを配布しましたら前年よりもふえておりますので、やはりPR方法をうまくやれば結果は見えてくるかなというふうに考えておりますので、これから先将来に向けてコウノトリというものを強くアピールしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

(企画部長) 今基金のほうの原資で市外の方が多いい話なのですけ

れども、これはほとんどが先ほど出ましたけれども、ふるさと納税になっています。ふるさと納税自体は、コウノトリと環境に優しい、それから子ども夢基金、そして市民活動支援基金と、この4つに振り分けをまずします。それ以外で特に指定がなければどこでも、市長にお任せしますというような、この5つのを主に聞いていまして、この4つの基金の中で子ども夢基金に関しましてはもう海外へ子どもたちがオーストラリアへ行くときの原資という形でやっていますので、人数も限られていますので急激に伸びていかないと。そうなってくると、今ちょうど市長が力入れていたのがコウノトリですので、基本的には先ほど課長が説明していましたが、市内の市民へPRする、それから環境に関する事業をやっていこうということでしたので、基本的には多目に割り振りをしているような状況がございます。

今後、ではどういう形でやっていくかというのがある面基金の活用の仕方それぞれの割り振りを一定がいいのか、それとも事業費によるのがいいのか、ここら辺をちょっと考えながら割り振りをしていこうかなど。ぶっちゃけた話、ふるさと納税というのが最初のころ非常に少なかったのです。ここ、隣にいる副部長が課長時代に随分頑張ってくれまして、急激にふるさと納税も注目を浴びて伸びた中で、当初は余り4つの基金で差が出なかったのですけれども、額が額になってきますとそれぞれにやはり額が変わってまいりますので、今後はどの事業にどういった形で、例えば市長にお任せといったときにどういう考え方で割り振っていこうかというのはちょっと検討しなくてはならないというふうに課題として捉えています。

以上です。

(坂本) ふるさと納税自体がこれからずっと今のままでなく見直ししなくてはならないようなところも多分もうすぐ出てきていると思うのです。納税された場合には、そのお礼としていろんな形で市からプレゼントが行くわけです。だから、それが来れば100%使えるのではなく、やっぱりそっちの支出もあるわけです。別な部分からの。だから、やっぱりそういうのもこのまんまずっと続いていっていいのかなという、そうい

う検討する材料だよというようなところが出てきていると思います。だから、やっぱりこれは少しかういものにも頼らなくてもいいような本当は、今おっしゃるように、意識づけでそういうものがあるのだよというのは、これはいいアピールだと思うのだけれども、それは市外の方は今理解していると。だけれども、現実市外の方は、市内の方がそんなにまだ理解してはいないような状況の中で、これからそれを実行していくというのは大変なことだと思うので、ぜひ市内外問わずいいと思うのだけれども、頑張ってその辺をやっぱりアピールしていかないとなかなか難しい問題になってしまうと思うので、そこは頑張っていただきたい。以上です。

(委員長) 質問ではありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) では、質疑でよろしいですね。

(はい、はいの声あり)

(地域活性化特命チーム参与) 病院に続き、コウノトリについても頑張らせていただきますので。

(矢部) 17ページの自動車取得税なのですけれども、これ免税されている方がいると思うのだけれども、これは本市とすればどのくらいのあれがいるのか、金額も減がどのくらいあるのかちょっと、わかったら。

(企画部参事兼財政課長) まことに申しわけないのですけれども、把握しておりません。というのは、自動車取得税自体が県税でありまして、その一定割合が交付金という形で市に参りますので、その辺は申しわけありませんけれども、把握しておりません。

(矢部) ほかにそういう減免というか、免除されているあれというのはあるの。早く言えば、自動車税とか。あれも前は一時あったよね。

(企画部参事兼財政課長) 免除というと減免の中の全額免除というお話だと思うのですけれども、それはいろいろ条件があって、市でいうと車関係ですと軽自動車税だけなのですけれども、国税でいうと自動車重量税、県税でいうと自動車税、あるいは自動車取得税になりますので、おのおのがちょっとばらばらだと思いますけれども、その辺はちょっと私ど



ももそこまでは把握しておりませんので、申しわけありません。

(中野) 幾つか伺います。

最初に、17ページの第7款のゴルフ場利用税交付、これについて当初予算2,000万に対して決算、収入済額が2,059万9,040円になっていますが、これは実際鴻巣カントリーからののだと思いますが、これは実際市に納入される場合、例えば利用者何名とか、あれは1名につき幾らと、たしか70歳以上は減免されますけれども、それがつくのですが、そういう納入されるに際し、やっぱりそういった明細みたいのはついてくるのですか、それとも単に2,010万とか2,020万というふうに入ってくるのか、その辺ちょっと参考までにお聞かせいただきたい。

(企画部参事兼財政課長) これにつきましても道府県がゴルフ場の利用行為に対して課税する普通税ということで、それがゴルフ場利用税交付金ということで、そのゴルフ場が所在する市町村に交付されていきますので、実は明細は私ども把握はしておりません。ゴルフ場、ゴルフ利用税の10分の7に相当する額がどうも所在市町村に交付されているのですけれども、その辺は県、ここで言うと埼玉県のほうで8月、12月、3月に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額ということですから、本当はわかっているはずなのです。ゴルフ場へ行きますと利用税払っていますので、それが県ではわかっていると思いますけれども、それが交付金という形になってくると、そこまでは示されておりません。

以上でございます。

(中野) そうすると、今の説明ですと少なくとも、固有名詞挙げて申しわけないのですが、鴻巣カントリーのほうから県のほうに対してはちゃんとその内容を含めて報告があって、それに基づいてかもしれないけれども、市のほうに入ってくるのはそういう明細がない中でぼんと入ってくるということですか。

(企画部参事兼財政課長) そのとおりでございます。交付される場合に県から通知が参りますけれども、その中には細かく書いてありませんので、私どもとしてはありがたくいただいておりますけれども、つけ足しになりますけれども、ゴルフ場利用税はゴルフ場周辺の道路の整備だと

か、いわゆる修繕整備に充てなくてははいけませんので、それについては重々心得ております。一般財源になりますけれども、重点的にその辺ということで考えております。ただし、明細については把握はしておりません。

（中野）今の件についてはわかりました。

次、19ページ、この中で1つ先ほど説明の中で、総務使用料の中で、上から何番目かな、例の文化センター使用料の中で馬車道という、ありましたね。330万。これは、平成27年度は、万年ですよ、3月31日で閉じているわけだから、そういう点では12カ月分のわけです。逆に言うと、これこの4月から新たなところも入って、ちょっと名前はあれですが、入ってきましたね。これは、そうすると利用料は全く馬車道のときと同じというふうに記憶しているのですが、間違いはないですよ。

（自治文化課長）先ほどのご質問でございますけれども、昨年度までに文化センターの馬車道でございますけれども、今年の28年3月31日をもって閉店いたしました。また、今年4月5日から新たな業者ということで、株式会社和廻舎さんというところが入りまして、現在運営しております。馬車道の場合は、月額27万5,000円ということで、年間330万円ということでしたけれども、今度のところの和廻舎さんにつきましては馬車道のほうよりも金額は下げております。

（中野）当初は和廻舎が入るときにそういう説明を受けたと思うのです。だけれども、今言った下げた理由というのは、そうでなければ話が成立しなかったということなのかどうか。あるいは、市として当初から下げたのか、あるいは向こうからこのぐらいにしてくれというようなことで、それではないとどうも入れないというようなことなのか。その辺はどうなのですか、状況として。

（総合政策課長）自治文化課への質問なのですが、済みません、当時私担当していましたので、答弁をさせていただきます。

文化センターがオープンして年数がたっていること、それと不動産会社に鴻巣の物件として2階にあるレストランで妥当な家賃は幾らかどうかというちょっと市場調査をさせていただきました。その中で月額15万円

くらいが妥当かなということで市として結論を出して、それで交渉をいたしました。ですので、和廻舎からこの金額でという提示ではなくて、鴻巣から家賃とするとこれくらいでということで交渉をさせていただきました。

（中野）馬車道がそういうようなことも含めて、結果論だけれども、そのぐらいにすれば残ったなんていうようなことはあり得ないのですか。それとも、最初の説明だとこの決算出ているように馬車道はやっぱり方向転換するのでかえたという説明を受けているのです。正式な話はね。だけれども、そういう点では、やっぱり世間相場というか、そういう市場調査した結果余りにも高いというようなことから、今言ったように馬車道としてはこれではというので値下げ交渉はあったのか、あるいはそれに応じられなくて、いや、もう出て、要するに撤退したのか、その辺。あるいは、経営方針が変わったと当初聞いた話どおりで受け取っているのか、伺っておきたいと思います。

（自治文化課長）お聞きしているところだと、馬車道のほうではこの月々27万5,000円の家賃の中で黒字にはなっているというところで、それはお聞きしております。ただし、店舗をいろいろ精査していく中で、余り上がりが無いという意味合いかもしれませんけれども、そういったところも清算していくというところもお聞きしましたので、今回の27年度につきましては撤退していくということになったわけですね。以前もこの家賃については値下げしてほしいという交渉はございました。でも、市としましてはしませんでした。ですので、黒字ということはお聞きしているのですけれども、今回撤退ということをお聞きしています。以上でございます。

（総合政策課長）少しつけ加えさせていただくと、株式会社馬車道、社長かわりまして、会社の経営方針としてケータリング部門はやめていくのだということになりました。具体的に言いますと徳樹庵、ご存じでしょうか、そちらの方向に特化していきたいということで、鴻巣といたしましても当然馬車道と交渉させていただく中では、家賃を下げるから継続することはできないかということも含めていろいろ交渉させていただ

きましたが、会社の方針としてはだめだということになりました。

（中野）はい、わかりました。

次、35ページ、利子及び配当金で、これ会計管理者の説明は毎年聞いているようにそのとおりだと思うのですが、つまりここで利子及び配当金を一般会計で受けておいて、そしてその受けた利息をそれぞれの歳出のところで支出していくという、それでツープイだという、それはそのとおりだと。

ただ、1点ちょっとお聞きしたいのは、この中で合併振興基金利子9,586万4,000円がありますね。これは、この合併振興基金の利息の中からコウノトリの里づくりの基金に毎年1,000万ずつ繰り入れるというふうに我々の話でも、当初コウノトリの里づくり基金条例ができたときにそういう説明を受けているのです。今回も当然、その次のページ見ますと基金繰り入れで1,000万円、コウノトリの里づくりが当然入っております。そうすると、これは実質合併振興基金9,500万あるけれども、プラス1,000万をプラスしたものが純然たるこの合併振興基金の金利というふうに受け取っていいのかどうか、そこを伺っておきます。

（会計課長）ただいまのコウノトリのほうへの1,000万円分については、この9,500万の中に含まれております。ですから、一応合併振興基金で得た運用益を同額合併振興基金に入れて、合併振興基金からまた一般会計に1,000万円取り崩してまた積むという形になっております。

（中野）今の会計処理わかりました。しかし、そういう会計処理、要するに9,500万受け入れておいて、一般会計で、同じく一般会計にその基金、利子から繰入金として1,000万円入れるということは、実はこの歳入だけを見ていると利子で満額受け取っておいて、繰入金でも1,000万円受け入れるという、この会計処理上ちょっと私の頭の中では整理できないのですが、そういう形が正しいのですか、やり方として。私たちは理解できないのですけれども。当初私が言ったように、9,500万のうち8,500万ここに金利に、利子収入に入れて、逆に繰入金のほうに1,000万入れるというようなことではできない、それだと金額狂ってくるのですか。

（企画部参事兼財政課長）実際この辺の予算の計上の仕方につきまして

は、私どものほうでそういう判断ということで、決して間違っていないという考えです。ですから、ある意味基金のつけかえみたいな形で、合併振興基金からコウノトリの里づくり基金のほうに行っていますけれども、やはり運用益については一度合併振興基金に積み立てて、それからそれを取り崩して違うコウノトリの里づくり基金のほうにつけかえた形になりますけれども、これがやはりきちんとした会計処理だというふうに考えております。

（中野）そうすると、319ページの基金の内訳全部出ています。財政調整基金からずっと、（1）の財調からごみ処理まで基金のほうに出ていますね。そのうちの319ページ、コウノトリの里づくり基金という関係で関連で聞くのですが、これ平成27年度中に1,719万3,000円ふえているのです。わからないのは、毎年1,000万ずつ入れるというふうになっているでしょう。たしかこれは発足当初基金条例できたときに、私の記憶だと5,000万だったかな、最初に入れたのは、それから毎年1,000万ずつ入れれば当然金利もつくのだけれども、どうして平成27年度中に1,719万3,000円がふえるのかということが、1,000万ずつしか入れていないのに、それは利子を入れたってこんな1,700万もいくわけないので、その辺ちょっと説明いただきたいです。

（企画部参事兼財政課長）まず、25年度のときに、この基金造成したときに担当課でいましたのでよく覚えているのですけれども、まず4,500万円、当時の合併振興基金の利息をこのコウノトリの里づくり基金の原資といたしました。翌年度から幾らにしようかということで、市長のほうからやはり利子分を幾らか積みたいと、合併振興基金の利息分も活用して基金に積みたいということで1,000万円という話しした。この719万3,000円というのは、利子と先ほどからあった寄附金、これを合わせますとこの金額になるということでよろしいかと思いますが、よろしく願いいたします。

（中野）わかりました。確かに寄附金を入れれば。それは私全然そこで頭入れていませんでしたので、計算が合わないな、合わないなと思って、あえて聞きましたので、それは了解いたします。

それから次に、先ほどの予算の組み方の中で、繰越金の話がございました。先ほどの答弁では、5億から7億ということですが、これは以前この委員会でも大変議論をしたところでもあります。当初予算の中に仮定をして繰越金を計上するのはいかなものかという議論がありました。しかし、そういう点で言うと、歳入歳出の帳尻を合わせるためには予備費も問題もあるし、財調の取り崩しもあるし、それから繰越金の金額を当初予算にある程度組み込むことによって歳入歳出のバランスを保っていくというやり方は、どこの自治体もみんなやっていることでありますので、あながち最初から繰越金を入れておくことはおかしいという議論はありましたけれども、私はそう思わないのです。

ところで、実際この27年度の決算の中で、毎月毎月入ってくる、いわば市税、特に特別徴収の場合はそうですが、普通徴収の場合には何期か分けてやるわけですが、そのときにやっぱり最初はもう手持ちが少ないわけでしょう。そういう点では、お聞きしたいのは財調というのは少なくとも当初予算で組んだ以上、財調金持っているのだから、実際あるのだから、財調は年度初めに当初予算の中で一遍にそのとき決まった予算にとって、例えば10億なら10億どんと財調からいきなり持ってくるのかどうか。そうではなくて、何回か分けて財調を取り崩すのかという手法はどうなのか。それは、決算の中で必ずしも一借は絶対明記されていないよね。予算上は一借の限度額は出ますよ。しかし、実際決算ということは、一借のものは一切何も触れていない。運転資金のやっぱり不足から、どうしても一借をしなければいけないことだってあり得るわけでしょう。だけれども、今言った財調の入れ方として取り崩し1億だったら1億ぼんと入れれば、当面一借しなくても済むのではなかろうかと思うのですが、その財調の取り崩しの入れ方についてどういうふうにしているかお伺いします。

（企画部参事兼財政課長）これは基金、または各会計の繰り出しも同じことなのですけれども、やはり執行状況を見ながら、多くは年度末に入れるのが多いです。やはり最近ですとやっぱり資金繰りが悪い場合一借も、一時借入金もやむなしというのもあって、今回はありませんでした

けれども、26年のときには一借、一時借入金もしております。ただし、一時借入金の利息がそんな安くないのです。ですので、会計課のほうと協議しながら、地方債が早く借りられるものについては同意を得て、例えば臨時財政対策債はもう発行額がわかっていますので、早いときだと10月、11月に借り入れをして、資金繰りがよくなるように入れております。ただし、地方債の場合は完成して初めて借り入れしていますので、どうしても年度終わりごろに借り入れしていますので、どうしても年度の終わりごろに入ってきます。そういうものを全部調整しながら、では財調いつ取り崩すとかは基金の繰りかえ運用もありましたけれども、そういうものを基金をもう一度繰りかえ運用しながら資金繰りやっていますので、最初に財調をどかっと全額入れるようなことはまずないです。様子を見ながら、いろんな手法を考えながら、さっき言いました臨時財政対策債を早目に借りるとか、基金の繰り入れ、繰りかえ運用をしながら基金の予算の範囲内で取り崩して入れるとか、いろんなことでやっていますけれども、年度当初にすぐ全額を取り崩して入れるということは今までの経験ではありません。

以上であります。

（中野）その場合プラス・マイナスがあると思うのです。例えば臨時財政についても、あるいは財調にしても、いきなりどんという、例えば財調に入れればそれだけ元金が減るから、それに伴う利息が少なくなるという問題あります。一方で、一借すれば、一借して、その期間利息を支払わざるを得ないのです。そうすると、その辺で手持ちの財政の運用を図るときにどれが一番市にとって得なのかというふうに考えたときに、一借をすべきなのか、あるいは臨時財政対策債を先にごんと借りてしまいか、あるいは財調をいきなりどんと入れて、確かに利息は減るよね、元金が少なくなるのだから。というようなことの中で、どれが一番プラスなのかということ考えた運用をしていかないといけないのかと思うのですが、その辺の考慮というのは実際会計管理者等を含めて担当している人たちは具体的にどのような視点から物事をやっているのか伺っておきます。

(企画部参事兼財政課長)会計課のほうとよく相談をしてやっています。実際地方債というのは今かなり金利が安いので、交付税算入が実際ありますので、早目に借りてもその分は交付税で間に合えば、その分早く利息も交付税に算入されたり、場合によっては特別交付税で、普通交付税で間に合わなかった場合は特別交付税のほうで見てくれたりしますので、やはり可能な限り、地方債は今金利が安いので、それに対応するのがいいかなというふうに。基金をやっぱり繰りかえ運用するのも一つの資金繰りのために必要だと思うのですけれども、やはり基金は会計課のほうでいろいろあつた、こうだと、配当金がどうだとか、金利がどうだとかといろいろやっていただいていますので、できれば大きな減債基金ですとか合併振興基金については、そういう繰りかえ運用を余りせずに運用したほうがいいと思いますけれども、その辺はちょっと会計課のほうで、実際はどうだかまた違うと思いますけれども、私はやはり金利の安いまず地方債を借りられるのであれば、例えば繰り越し事業で前年から来たやつで事業が完了すれば、その時点で地方債借りられますので、そういうのは速やかに借りるとか、金利も安いので、そういうふうな考えでいます。あとは、会計課のほうでの支払いはよろしくお願ひします。

(会計課長)今一時借り入れのお話も出ましたが、あと繰りかえ運用の話もございました。今繰りかえ運用やっております基金は、財政調整基金だけに限定しております。財政調整基金につきましては、定期預金も組んでおりますけれども、資金繰りが非常に苦しくなる12月から翌年の3月くらいまでは一応普通預金としてある程度置く形にしておりまして、あとは定期預金で運用しております。繰りかえ運用、27年度も最大で30億程度やった実績がございますが、基金の場合には3月31日が決算になりますので、どうしてもほかの会計に3月31日には返してもらって、基金として決算を行わなければいけませんので、その時点でもし一般会計等ほかの会計が資金がないと、いわゆる財政調整基金から繰りかえ運用した部分が戻ってしまうとマイナスになってしまうというときにだけ一時借り入れということをやっています。ですので、通常は資金繰り苦



しいときには財政調整基金の繰りかえ運用をやって、実際私も2年前やったのですが、3月31日と4月1日だけ金融機関から一借をします。2日間だけです。4月1日になりますと、その一借をしたお金をまた銀行に戻して、財政調整基金から繰りかえ運用をしますという形でしのいでおります。

(金澤) 済みません。県支出金なので、ページ28、29なのです。その5目のところで権限移譲特別推進交付金というのがございます。これ私よく決算のときは前の決算書と見比べるのだけれども、前回にはこの交付金というのはなかったかなと。それで、調べていないので、今回の予算、今年度、前年度予算か、見ていないので申しわけないのだけれども、要は当初予算がゼロですよという中で、2万円の調整があって残高だということ、先ほど説明だけれども、権限移譲特別推進交付金というのが翌年度の移行に対する準備金ですよとかなんとかという説明受けました。当然地方分権が進んでいる中で、いわゆる国の指示で県から市へ権限移譲して、こうやりなさいというのは幾つももうあると、項目的にはあると思うのですが、この交付金というのは実際何に使うのですか。

(総合政策課長) まず、この権限移譲特別推進交付金の使い道なのですが、一応こちらが県の要綱で定められておりまして、これは根拠条文なのですが、権限移譲特別推進交付金交付要綱、これが根拠条文となりまして、これに第4条第1項第1号に人材育成等支援交付金というくだりがあります。その中で、翌年度に移譲を行う移譲対象事務の数に2万円を乗じて得た額ということ、来年度、今年度になりますが、平成28年度に1つの事業を県から移譲を受けますので、2万円掛ける1ということで2万円ということになります。これが今までの決算ですと、実はその前の埼玉県分権推進交付金、こちらの中に含まれていたのです。ですので、表には出てこなかったというのが実情でございます。

以上です。

(金澤) 確認なのですが、いわゆる県から今度権限移譲を受けた場合に、1移譲事業に対して2万円きりくれるの。それ例えば職員1人当たりにたいして2万円とかそういうのではなくて、1事業に対して2万円とい

うのですか。

(総合政策課長) 人件費1人ではなくて、1事業に対して1つと、2万円ということで規定をされております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。あすは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変にお疲れさまでした。

(散会 午後3時24分)